**●ブログ「古田史学の継承のために」議論の記録12**

2017年6月 3日 (土)

**前期難波宮九州王朝副都説への疑問（大下さん）**

「前期難波宮九州王朝副都説への疑問」（一）

＜「反対論者への問い」について＞

「古田史学の会・古賀達也の洛中洛外日記」において第１３９６話から「前期難波宮副都説反対論者への問い」が連載され、その冒頭に毎回「副都説反対論者への問い」として次の文言が掲載されています。

１．前期難波宮は誰の宮殿なのか。

２．前期難波宮は何のための宮殿なのか。

３．全国を評制支配するにふさわしい七世紀中頃の宮殿・官衙遺跡はどこか。

４．『日本書紀』に見える白雉改元の大規模な儀式が可能な七世紀中頃の宮殿はどこか。

結論として、「七世紀中頃としては国内最大規模の宮殿である前期難波宮は、後の藤原宮や平城宮の規模と比較しても遜色ありません。藤原宮や平城宮が“郡制による全国支配”のために必要な規模と律令官制に対応した朝堂院様式を持つ近畿天皇家の宮殿であるなら、それとほぼ同規模で同じ朝堂院様式の前期難波宮も、同様に“評制による全国支配”のための“九州王朝の宮殿と考えるべき”というのが、九州王朝説に立った理解です」とし、そして「副都説反対論者に繰り返し求めたこの四つの問いに対して、一人として明確な返答はなされませんでした」としています。

　２００７年に古賀氏が難波宮副都説を発表してから１０年が経過しました。この間大阪市の考古学会は総力を上げて上町台地の発掘を行っていますが、未だに前期難波宮遺構が孝徳期に造営されたことを明確に証明するものは一切出土していません。その上、大阪府下の須恵器編年を総合的に研究している大阪府文化財センターからは、前期難波宮遺構の孝徳朝造営説に対する疑問が提起されています。まして上町台地からは「九州王朝副都」の存在を示す土器・瓦などは一切出土していません。このことが「前期難波宮副都説を認めないものは九州王朝説を語る資格はない」とするような“反対論者への四つの問い”から感じられる高圧的な論調につながっているのでしょうか。

　七世紀の上町台地の「真実を求める」には、正しい学問の方法に従い、一点一点事実関係を冷静に解明していく必要があります。まずは「四つの問い」自体にある問題点を見ていきたいとおもいます。

＜「反対論者への問い」条件設定の問題点＞

　古賀氏が前提の条件として掲げている項目は、古賀氏が自説を展開するのに都合のよい見解だけ選択したものです。例えば；

A) 自説に不都合な説の切り捨て。

　前期難波宮遺構の実年代について、大阪市所属の研究者は七世紀中頃説、大阪府の研究者は七世紀後半説、また平安京～難波宮と都の土器を研究している京都の研究者は七世紀後半説を発表しています。文献史学の立場からは京都の門脇禎司氏、山尾幸久氏らが天武朝造営説を主張していました。古田先生はわからないとされています。

　考古遺物の解釈について、一般人は現物に触れることも出来ず、自分たちでは直接研究が出来ない立場に置かれているので専門家の見解や発掘調査報告書に頼らざるを得ません。専門家の見解で異説がある場合は自説に都合の悪い説を切り捨てるのではなく、それぞれの説を冷静な目で分析し、どれが正しいか判断を試みて、それでもわからないものは分からないとすべきです。

B) 九州王朝の首都「太宰府」の無視

　評制支配に相応しい七世紀中頃の宮殿はどこか。当然太宰府が上げられます。古賀氏は通説学者の見解を取り入れて、礎石・瓦の出土する太宰府政庁Ⅱ期・観世音寺創建を白村江以降とし、七世紀中頃の大きな宮は前期難波宮しかないとの状況を勝手に作り上げています。神籠石山城に囲まれた九州王朝の中心領域にある太宰府、そして観世音寺境内に残されている「塔礎石」「碾磑」などから見て、太宰府政庁Ⅱ期・観世音寺はすでに七世紀前半に存在していた可能性も十分あります。自説に都合がよいからといって無批判に通説を受け入れてよいものでしょうか。この問題は別のスレッド「観世音寺創建年代説」で検討を進めていきたいと思います。

C) 原文の改竄

　白雉改元の儀式について、古賀氏は日記・第１７５話、第５３９話において「孝徳紀白雉元年と二年条に見える味経宮（あじふのみや）である。その主たる根拠は、白雉二年に味経宮で僧侶２１００余人に一切経を読ませたり、２７００余の燈を燃やしたりという大規模な行事が行えるのは、前期難波宮しかない」としています。また「孝徳紀」にある「難波長柄豊崎宮」も「難波宮」と読むとしています。これは古賀氏の前期難波宮副都説という思いつき（日記・第１５４話）だけを根拠とする完全な原文の改竄です。原文の理由なき改竄は本来の古田史学では絶対に採用してはならない手法です。

　九州年号「白雉改元」の儀式は当然七世紀中頃の九州王朝の首都「太宰府」で行われたと考えるのが自然です。儀式を行うスペースもあります。九州年号を制定して中国王朝からの完全独立を果たした九州王朝の首都の呼び名は当然「太宰府」ではなかったろうし、文献では残されていませんがその宮名は「味経宮」と呼ばれていた可能性もあります。改元の儀式という王朝にとって最も大事な儀式が首都ではなく何故遠く離れた副都で行われたのか、古賀氏から何ら説明はされていません。

　古田先生は博多湾岸の古代の地形、現存する字地名、七世紀中頃の東アジアの情勢などを総合的に判断し、「孝徳紀」の「難波長柄豊崎宮」は博多湾岸にあるとされました（古田武彦「大化改新批判」『なかった』第五号、２００８年、ミネルヴァ書房）。この先行学説を無視し古賀氏は「難波長柄豊崎宮」は淀川河岸にあり、「孝徳紀」に描かれた宮は上町台地にあった九州王朝の「難波宮」という架空の宮を作り上げているのです（淀川河岸の孝徳宮説批判は後述）。

　このように古賀氏は、自分に都合のよい状況証拠的なものを作り上げて、それを判定する答えは「副都説」しかないと、まるで古田先生が真剣になって怒っておられた「松川事件」の裁判長のような論理展開を行っています（古田武彦「間接証拠と直接証拠」『邪馬壹国の論理』、２０１０年ミネルヴァ書房再刊）。

（注）：松川裁判において裁判長は最初から被告を犯人と決めつけ、状況証拠だけで被告に死刑の判決を下した。被告は後に無罪となる。

＜本当の古田史学の方法による論の展開＞

◎史料根拠に基づき論を始める。

　上町台地遺構（前期難波宮）から九州王朝の痕跡を示す史料（遺物・遺構）が出土すれば、もしくは前期難波宮が九州王朝の副都であるという明確な文献史料が出現したら、それを起点として副都説を展開していく、このことは古田先生だけでなく一般的な歴史研究の手法です。

　これに対し古賀氏は「上町台地に立って、ここが九州王朝の副都であることを確信した」として、それに都合のよい事象をピックアップして論を展開し、「いつか上町台地から九州王朝副都の存在を証明するものが出土するだろう」とする手法をとっています（古賀達也「学問は実証よりも論証を重んじる」『古田史学会報』１２７号２０１５年）。これは古田先生の学問の方法だけでなく一般の歴史研究の基本から逸脱した手法です（日本の古代史学会だけが採用している手法です）。

　また上町台地遺構の実年代について、大阪市の文化財センターや歴史博物館の研究者は「孝徳紀」の記事から上町台地の遺構を「難波長柄豊崎宮」とし、その時代を「孝徳紀」に記されている七世紀中頃に設定しています。ところが古賀氏はこの遺構年代設定の一連の流れの中の「過程の部分は九州王朝のもの」として否定し、「結論である遺構年代の七世紀中頃」だけを取り上げています。これは一種の「盗用」と呼ばれても仕方がありません。

　本当の古田史学の学問とは「“論者の思いつき”からではなく、“史料事実”から論を始め、事実をコツコツと積み重ねて論を進めていく」という実証的な学問の方法にあります（古田武彦「間接証拠と直接証拠」、同上）。我々は古田先生から学んだ「学問の方法」を基本に据えて論の展開を進めねばなりません。古賀氏のように古田先生とは真反対の「実証より論証」を考え方の基本に据えたり、また古田史学の成果であり、結果でもある「九州王朝説」を出発点であると誤認して論を展開していくと、現在の「難波宮副都説」のように、「反対意見の無視」「史料の改竄」と進み、あげくのはては「仮説の重層」のスパイラルに陥り、引き返すことが出来ない深みにはまり込んでいきます。

　現在、洛中洛外日記では多くのことが語られています。逐次検証していきたいと思います（つづく）。

① 年表

「0115.xlsx」をダウンロード

②天皇家系図

「0619.xls」をダウンロード

③九州王朝系図と天皇家

「0623.xls」をダウンロード

2017年6月 3日 (土) 古田史学 | 固定リンク

**コメント**

古賀さんの説の問題点は多岐にわたりますが、まずは、古賀さんが根拠とする大阪歴博と古賀説の違いを確認してみたいと思います。大阪歴博は「日本書紀」に記載された６５２年「難波長柄豊碕宮」が難波宮下層遺跡だとして、年代基準の柱としています。古賀さんはこれを「味経宮」とするのですが、年代観は大阪歴博に従うのです。しかし、「日本書紀」を確認すると分かるように、「味経宮」の初出は「白雉元年(650)」であり、「味経宮にいでまして賀正礼をみそこなわす」とあるように、既に有る「味経宮」として出現するのですから、650年以前にその建設を求めなければなりません、しかし、「日本書紀」中には、該当する記事もなく、不自然きわまりありません。「白雉改元の儀式」が行われた宮であることを考えれば、「大宰府政庁２期」の建物こそふさわしいと思われます。古田先生は「味経宮」は「御府宮」(ミブノミヤ)ではないだろうかと言われていました。古賀さんは「味経宮」の建設年代を再度論じるべきでしょう。

投稿： 大下さん。川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年6月 3日 (土) 16時41分

　大下さんへ

　古賀さんが反対論者に対して提示する四つの命題。

 １．前期難波宮は誰の宮殿なのか。

 ２．前期難波宮は何のための宮殿なのか。

 ３．全国を評制支配するにふさわしい七世紀中頃の宮殿・官衙遺跡はどこか。

 ４．『日本書紀』に見える白雉改元の大規模な儀式が可能な七世紀中頃の宮殿はどこか。

 　私はこう考えていました。

 １：天武の宮殿である。

 ２：衰退する九州王朝に代わって列島王者となろうとしている天武の都である。

 ３：４：太宰府もしくは書紀に表れる味経宮である。

 　九州王朝説から普通に考えればこれで何の問題もない。古賀さんは太宰府は狭すぎるという。この解釈も恣意的だが、私はもしかしたら太宰府とは別に新たな大規模な都があったのかもしれないとも考えています。その根拠は孝徳紀の次の記述です。

 　白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀正禮味經、此云阿膩賦。是日、車駕還宮。

 　白雉改元はこの味経宮で行われたが、天子はこの味経宮に賀正礼を行うために車駕で行幸したが、車駕はその日のうちに「宮に還った」とあります。

 　白雉改元の時に宮は二つあった。味経宮が新宮でもう一つ従来の宮である旧宮があったのではないでしょうか。

 　もう一か所孝徳紀には味経宮が出てきます。

 　二年春三月甲午朔丁未、丈六繡像等成。戊申、皇祖母尊請十師等設齋。夏六月、百濟・新羅遣使貢調獻物。冬十二月晦、於味經宮請二千一百餘僧尼使讀一切經。是夕、燃二千七百餘燈於朝庭內、使讀安宅・土側等經。於是、天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豐碕宮。

　この二つの記事に出てくる天皇は孝徳のことではなくて九州王朝の天子ではないのか。そして一切経を2100人の僧尼に読ませる儀式を行うに際して天皇は「大郡」より「新宮」に「遷った」とある。つまり都を「大郡」にあった「旧京」から「味経」にある「新京」に居を移したと。この時「新京」の名をこれまでの「味経宮」から「難波長柄豊崎宮」と改めたと。

 　こう読めないでしょうか。従来はこの天応を孝徳として難波長柄豊崎宮を孝徳の宮としましたが、この「難波長柄豊崎宮」こそ、九州王朝の新京ではなかったか。

　そしてこの記事の直後に興味深い記述がみられます。

 　三年春正月己未朔、元日礼訖、者駕幸大郡宮。

 　つまり新宮から古い宮＝「大郡宮」にまた戻るのです。この前後には宮の建設が続いている記事が続きます。

 　そして三年秋九月に造宮が終わるとの記事が出てきます。

 　白雉改元はこの建設中の新宮でおこなったのではないでしょうか。そしてこの「新宮」は完成までは地名から「味経宮」と呼ばれ、完成まじかとなって「難波長柄豊崎宮」と命名されたと。

 　この宮はまだ発見されていないのだと考えています。

 　鴻臚館のあった旧平和台球場からは太宰府に向けての幅の広い古代官道跡が見つかっているそうな。おそらくその官道の途中になると思うのですが、西鉄平尾駅付近に気になる地名が。「大宮」という地名です。1丁目から3丁目まであり、付近には「高砂」とか「白金」とかの気になる地名があります。そこに大きな神社がないかと探しましたが、「宇賀神社」というのがあるだけ。

 　この宮は黒田藩政の初期には、田園地帯の広がる八幡村一本木にぽつんとたつ由緒不明の神社だったそうな。そこに藩主が自身が信仰する稲荷神社を勧進して今の宇賀神社としたそうな。

 　今では郊外に広がった福岡市の市街地。

 　大宮は何と三日月形をした不思議な町。

 　ちょうど鴻臚館からは東南に3キロほどの土地です。福岡郊外はどんどん市街地となっていますから、市街化された時期にはきちんと遺跡発掘はされなかったのではないでしょうか。

 　博多・太宰府周辺に太宰府以外に7世紀中期の大規模な宮殿跡が今現在ないということが古賀さんの前期難波宮九州王朝副都説の一つの根拠ですが、文化財保護法が成立してきちんと発掘調査がされる以前の昭和40年以前に市街化された地域では、きちんとした遺跡発掘は行われなかった事実を考慮すべきだと思います。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月 4日 (日) 00時48分

福岡に住んで17年になります。古田先生の耳や脚になれればと活動していました。大宮地名については、ずっと住吉大社に関わるものだと、思い込んでいました。さて、「万葉集」を研究してみた立場から考えれば、政務をとる宮殿と、生活する「宮」とが使い分けられていたであろうと思うのです。「明日香皇子」が生まれ育った「飛鳥宮」は650年頃には存在したはずですし、多くの「宮」が同時に存在したと思われます。「大宰府政庁」を中心に、御笠郡、御原郡、御井郡この条理制がひかれ「御」という字を冠した三郡こそ広域な都城の地であるからこそ、多くの防御遺跡に囲まれているのだと、思います。蛇足ですが、古賀さんの「古田武彦の百問百答」考には失望します。まず、古田先生のお元気なうちにされるべきことであること。また、「庚午年籍」に関して「出土」という言葉使用を問題として、本質的な問い掛けに答えて居ないこと等。「古田史学」を名乗っていること自体が問われると思います。あるいは、「人間の倫理観」の問題かもしれませんがー。

投稿： 川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年6月 4日 (日) 12時41分

追伸

 　味経宮について。

 　前のコメントでこの宮は発見されていないとしましたが時期の前後関係を考えるとこれは間違いなので訂正します。

 　味経宮とは、それまで都であった「大郡宮」（おそらく難波大郡宮）に代わって新しく作られた宮のことで、当初は地名から「味経宮」と呼ばれたが、白雉改元後の三年秋九月に造営が終わって「難波長柄豊崎宮」と正式に命名された。

 　この宮は書紀によると、孝徳の元年冬12月９日にここに遷都されたことになっている。これが遷都宣言であり、建都の始まりではないでしょうか。645年の冬12月９日。完成は652年の秋９月。７年間かかっている。

 　この時期は倭国が隋に対抗して国家統一を進めて将来の中国との激突に備え始めた時期。とすれば博多湾に面していた都では防備が覚束ない。したがって新都は博多湾岸から三笠川をさかのぼった上流にとなるのではないでしょうか。

 　すなわちこの一時期「味経宮」と呼ばれて完成後は「難波長柄豊崎宮」と呼ばれた九州王朝の都は、太宰府のⅡ期遺構ではないかと思われます。そしてその前の宮として書紀に出てきた「大郡宮」（難波大郡にあったか？）が、博多湾の入り江であった草香江（今は黒田藩政時代に一部が埋め立てられて海と切り離され福岡城の外堀・大濠となっている）のそばの難波にあった鴻臚館から少し内陸にあった「旧宮」ではなかったでしょうか。博多近辺の地質図や古代遺跡図などから当時を復元しないとなんとも言えないのですが、前のコメントで提示した福岡市の大宮地区の地形は、半月形になっているので、ここにもまた那珂川河口部に大きな入り江があった痕跡ではないかとも思っています。つまり鴻臚館のあたりの草香江付近が難波小郡（孝徳紀の三年の箇所に、「是歲、壞小郡而營宮。天皇、處小郡宮而定禮法」との記事もあるので、ここにも一時期宮造営があったのかもしれません。この記事の直後に、難波に溝を掘ったがそれを中止との記事もあるので、この宮建設は中止かも）の。そして大宮付近にあった大きな入り江付近が難波大郡ではなかったのかと。

 　書紀の孝徳紀は、本来の近畿天皇家の記事と九州王朝の記事からの大量の盗用記事が混じっているので精査が必要ですが。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月 4日 (日) 13時27分

「日本書紀」孝徳天皇是歳冬１２月条を読むと、「味経宮」「大郡」「新宮」と3つの宮が出ているように思われます。そして、新宮を「難波長柄豊碕宮」となずけています。その宮が大きいというような表現は「日本書紀」には出ていません。また、朱鳥年間に焼失した宮は「難波宮」であり、「難波長柄豊碕宮」ではないことに注意が必要と思われます。形状の素晴らしさは言うまでもないイコール大きな建物だとは限らないと思います。

投稿： 川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年6月 4日 (日) 15時10分

上城さんへ

　「味経宮」と「難波長柄豊崎宮」が同じだとした先のコメントはやはり間違いですね。二つの宮を同一と見せかけた書紀編者の罠にはまっていたようです。

 　実際どうなのか。孝徳紀の宮関係記事をすべて洗い直しています。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月 5日 (月) 13時19分

「日本書紀」幸徳紀そのものが、不自然ですね。改新の詔の事典化しかり、「味生宮」の突然の出現。「難波長柄豊碕宮」の建設。そして、この「宮」が、これ以降現われない事。意味不明なのに、古賀さんは8000人の官僚が居たとするわけです。川原宮から飛鳥に移動した時、官僚は何をしていたのでしょう？

投稿： 川瀬さん。大下さん。上城です。 | 2017年6月 6日 (火) 12時47分

●味経宮と難波長柄豊﨑宮の関係

　先のコメントでこの二つは同じ一つの宮で、白雉改元を行った九州王朝の都は難波長柄豊﨑宮だとしましたが、これは間違いなので訂正します。

 　味経宮は九州王朝の宮で白雉改元を行った可能性のある宮。そしてこの時を前後して新たに造営された宮です。難波長柄豊﨑宮は、近畿天皇家の孝徳の宮。そしてこの宮もまた、新たに造営された宮であった。書紀編者はこの二つの宮が同一のものであるかのように偽装して記事を書いているため、私もこの罠にはまったもの。

 　書紀編者の意図は、おそらく白雉改元を行った九州王朝の天子が日本列島の歴史を画すような大改革を行った天子であったので、この業績をも近畿天皇家の行ったことと偽装するために、二つの宮が一つであるかのように偽装したものと思われます。

 　ではなぜ二つの宮が異なると判断できるのか。

●孝徳紀宮関係記事の精査

　この記事は、近畿天皇家の大王・孝徳に関する記事と、九州王朝の天子に関する記事が混ざり合わされているものと思われる。

 　これをどのように区別するか。

 　方法として考えられるのは、「天皇」に関わって出てくる記事はすべて近畿天皇家の大王・孝徳に関わる記事と考え、主体である天子の名は出てこないが、「詔」とか「幸」とか、天子の言動を表す言葉で記された記事はすべて九州王朝の天子に関する記事だと考えて区別する方法があると思う。

 　これ以外では、韓国の国々や蝦夷がかかわった記事もすべて九州王朝の天子に関わる記事であろう。

 　以下、孝徳紀の中から「宮」に関わる記事だけを選び、その主体が孝徳なのか九州王朝天子なのかを論じてみた。

１：元年、冬十二月乙未朔癸卯、天皇遷都難波長柄豐碕。

 　※この天皇は孝徳のことと思われる。

 　※二年春正月甲子朔、賀正禮畢、卽宣改新之詔曰。

 　　この記事には主体が明記されていない。「詔」の語を使うことで、これが天子の命であることを示すだけ。天子＝九州王朝天子である。これに続く詔がいわゆる「大化の改新の詔」。

２：二年春正月、是月、天皇、御子代離宮。遣使者、詔郡國修營兵庫。蝦夷親附。或本云、壞難波狹屋部邑子代屯倉而起行宮。

 　※この天皇は孝徳だろう。ただ注に「難波狹屋部邑子代屯倉」を壊して「行宮」としたと「或る本」にあるとされているので、「或る本」とは書名を秘匿しなくてはならない書、すなわち九州王朝の歴史書であろうから、この「天皇」が九州王朝の天子の事であった可能性もある。

 ３：二月甲午朔戊申、天皇幸宮東門、使蘇我右大臣詔曰。明神御宇日本倭根子天皇、詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓。

 　※この天皇は、前の２が孝徳の行動なら孝徳と思われ、宮とは御子代離宮であろう。ただし「幸」という天子にしか使わない語が使用されていることから、この天皇は九州王朝の天子であり、宮は九州王朝の「旧宮」であった可能性も高い。

４：乙卯、天皇還自子代離宮。

 　※この天皇は前項から見て、孝徳のことであろう。では行宮からどこに戻ったというのだろうか。これは「難波長柄豊﨑宮」へ戻ったということか？

　※このあと詔の記事が続く。

 　　三月癸亥朔甲子、詔東國々司等曰。

 　　辛巳、詔東國朝集使等曰。

 　　　これらの詔の主体も明記されていないので、当然天子＝九州王朝の天子と考えるべきだとう。

 ５：前の辛巳の詔の中に宮造営のことが出ている。

 　念雖若是、始處新宮、將幣諸神、屬乎今歲。又於農月不合使民、緣造新宮固不獲已。深感二途、大赦天下。

　新宮造営の主体も当然ながら、詔を出した主体である天子＝九州王朝の天子と考える以外にない。

 　したがってこの詔に対して皇太子が答えた記事

 　※壬午、皇太子、使々奏請曰。

 　　この皇太子も、九州王朝の皇太子であり、

 　さらに次の詔、

 　※甲申、詔曰。朕聞、西土之君戒其民曰。古之葬者因高爲墓、不封不樹、棺槨足以朽骨、衣衿足以朽宍而已。故、吾營此丘墟・不食之地、欲使易代之後不知其所。無藏金銀銅鐵、一以瓦器、合古塗車・蒭靈之義。棺漆際會三過、飯含無以珠玉、無施珠襦玉柙。諸愚俗所爲也。又曰。夫葬者藏也、欲人之不得見也。

 　すなわち薄葬令を出した「朕」「吾」も天子＝九州王朝の天子と見るべきである。

 　したがってこの次の詔

 　※秋八月庚申朔癸酉、詔曰。官位に応じて給田を給すとの詔の主体も、天子＝九州王朝の天子と見るべきである。

 ６：九月、是月、天皇、御蝦蟇行宮或本云、離宮。

 　※この天皇は孝徳と見られる。しかし「或る本に」と断って「離宮」としていることもこの天皇が九州王朝の天子である可能性も示している。

　※この後の次の詔の主体も天子と考えるしかない。主体を明記せずに単に「詔」と記しているからである。

 　三年夏四月丁巳朔壬午、詔曰。

 　　この詔の中に「自始治國皇祖之時、」と王朝の始祖以来として「始治國皇祖」との名が見られるが、通説ではこれを神武としているが、九州王朝の始祖と見るのが妥当である。

 ７：三年、是歲、壞小郡而營宮。天皇、處小郡宮而定禮法、其制曰。

 　小郡を壊して宮を造営し、この小郡宮で礼法を定めた。

 　　※この天皇は孝徳。従ってここでおそらく小郡屯倉を壊して作った宮も行宮と思われる。

 　※したがってこの記事に続く次の記事の天皇

 　工人大山位倭漢直荒田井比羅夫、誤穿溝瀆控引難波、而改穿疲勞百姓。爰有上䟽切諫者。天皇詔曰、妄聽比羅夫所詐而空穿瀆、朕之過也。卽日罷役。

　難波に宮建設のために工人大山位倭漢直荒田井比羅夫に命じて溝を掘らせ、これが人民への苦役になっていると諌められて工事を撤回した天皇も孝徳。

 　※さらに次の記事の天皇、

 　　冬十月甲寅朔甲子、天皇幸有間温湯、左右大臣群卿大夫從焉。十二月晦、天皇還自温湯而停武庫行宮武庫、地名也。

 　有馬の湯に行った天皇も、12月に有馬から「武庫行宮」に行った天皇も孝徳と考えるしかない。

 　※そしてその次の記事、

 　　是日、災皇太子宮。時人、大驚怪。

 　の皇太子は近畿天皇家の皇太子と解するしかない。

 ８：四年春正月壬午朔、賀正焉。是夕、天皇、幸于難波碕宮。

 　この四年正月の拝賀の礼が行われた宮がどこかは、この記事からは伺えない。宮の名前を特記していないのだから、旧宮なのか。この拝賀の礼を挙行したのは、主体を明記していないから九州王朝の天子である。

 　孝徳紀の中で天皇が出てきて、「行幸」との語がつかわれたのはここが二度目。ここの天皇も孝徳と解するほかはないが、「幸」と天子を表す語が記されたということは、ここの「天皇」が九州王朝の天子である可能性も見え、孝徳紀の中の「天皇」記事の中にも、本来は九州王朝の天子の記事であったものを、書紀編者が孝徳に置き換えたものもある可能性を示している。

 　この天皇が九州王朝天子なら「難波碕宮」は九州王朝天子の宮の一つ。天皇が孝徳なら「難波碕宮」は孝徳の宮。もしかして先に小郡の屯倉を壊してつくった小郡の宮の名かもしれない。

　※これに続く次の記事、五年春正月丙午朔、賀正焉。

 　この拝賀の礼が行われた記事ではどこの宮かは示されていないが、拝賀の礼の主体が明記されていないから九州王朝の天子が挙行したと判断でき、文脈からは旧宮と解するほかはない。

 ９：三月乙巳朔辛酉、阿倍大臣薨。天皇幸朱雀門、

 　これ以後の記事は蘇我倉山田麻呂大臣の謀反の讒言があり、蘇我倉山田麻呂を討滅する事件が続く。ここで蘇我倉山田麻呂が焼こうとした宮として、「謂小墾田宮」が出てきて、登場人物からこれは大和の事件であることがわかるので、ここの天皇は孝徳、皇太子は中大兄と考えられる。

10：白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀正禮味經、此云阿膩賦。是日、車駕還宮。

 　これが孝徳紀における「味経宮」の初出。者駕で御幸とあるのだから主体は天子。九州王朝の天子である。そしてこの日のうちに「宮に還る」とあるのだから、天子の宮は「味経宮」以外にもう一つあることがわかる。今までの文脈からするとこの「味経宮」が造営中の「新宮」であり、造営中の「新宮」が正月の拝賀の礼を行えるほど出来てきたので、「新宮」で挙行し、その旨を特記したものと考えられる。戻った宮が旧宮であると思われる。旧宮の名は記されていない。

 　この記事以後に続くのが白雉改元の記事である。

 　その改元記事の中の天皇は九州王朝の天子、皇太子は九州王朝の皇太子と解するほかはない。不審なのは、先祖の時の吉祥として、「日本國譽田天皇」「大鷦鷯帝」の名を挙げており、通説ではこれを「応神」「仁徳」としているが、果たしてこれでよいのか。書紀編者が九州王朝の始祖王の名が入っていたのを、近畿天皇家の始祖に書き換えた可能性が見られる。

 　この白雉改元の記事からは、改元が行われたのが、「新宮」である「味経宮」なのか旧宮なのかは判断できない。

11：冬十月、爲入宮地所壞丘墓及被遷人者、賜物各有差。卽遣將作大匠荒田井直比羅夫、立宮堺標。

 　宮建設の記事である。宮の境を決めさせるために「將作大匠荒田井直比羅夫」を派遣した主体が明記されていないから、これは九州王朝天子の動きであり、「新宮」は九州王朝の新宮と判断でき、新宮はあいかわらず造営中と見られる。

12：二年、冬十二月晦、於味經宮請二千一百餘僧尼使讀一切經。是夕、燃二千七百餘燈於朝庭內、使讀安宅・土側等經。於是、天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豐碕宮。

　味経宮の二度目で最後の例。「天皇」が「大郡」より新宮に居を移したとの重要な記事。そして新宮の名として「難波長柄豊﨑宮」が挙げられる。

 　此の天皇は孝徳であろう。そして、新宮の名として孝徳の宮を挙げた。

 　しかしこれまでの記事で「難波長柄豊﨑宮」の造営記事と思われるものは、７の小郡の記事とこれと関連して難波に溝を作らせたが中止したとの記事だけである。しかし孝徳は「難波長柄豊﨑宮」には入らず、「行宮」と表記されたいくつかの宮にいたということは、「難波長柄豊﨑宮」は新規造営中であることを暗示している。その他明確に新宮の建造にかかわる記事では、すべて「宮」もしくは「新宮」であった。流れからすると「新宮」の名は「味経宮」であるが、この名を伏せたというのが実情であろう。こうしておいて「新宮」を「難波長柄豊﨑宮」としたところに、書紀編者の作為を感じる。

 　つまり、孝徳の難波の宮も造営中で、丁度「味経宮」で一切経の読誦が行われた日に「難波長柄豊﨑宮」が完成したので孝徳はここに居を移したということだろう。これを利用して書紀編者は、九州王朝の天子が造営中の「新宮」＝「味経宮」と孝徳の新しい宮の「難波長柄豊﨑宮」を同じ宮であると思わせるように作為したということか。

 　このことから孝徳が新宮である「難波長柄豊﨑宮」の前に居していた宮は、「大郡」にあったということだろう。そしてこの「大郡」には九州王朝の天子の宮もあった。これを示すのが次の13の記事である。この孝徳の宮と九州王朝の天子の宮が同じ「大郡」にあったという事実も、二つの新宮を同一の宮と見せかける書紀編者の作為の根拠となったものと考えられる。

13：三年春正月己未朔、元日禮訖、車駕幸大郡宮。三月戊午朔丙寅、車駕還宮。

 　「大郡宮」の初出。者駕で御幸だから主体は天子。九州王朝の天子が前年に引き続き正月の拝賀の礼を行った新宮から一時旧宮に戻り、そこで班田の制を定め終えたとの記事。そして二か月余り滞在して、再び「新宮」に戻ったという記事。

１４：秋九月、造宮已訖。其宮殿之狀、不可殫論。

 　これが新宮造営終了の記事。相変わらず宮の名はない。伏せたというべきであろう。「味経宮」と考えるのが順当なところか。宮の様は論じることを憚ることはできないと。言葉に尽くしがたいという意味であろう。

5：四年、是歲、太子奏請曰、欲冀遷于倭京。天皇、不許焉。皇太子、乃奉皇祖母尊間人皇后幷率皇弟等、往居于倭飛鳥河邊行宮。于時、公卿大夫百官人等皆隨而遷。由是、天皇、恨欲捨於國位令造宮於山碕、

　ここに出てくる「太子」が中大兄、天皇が孝徳である。孝徳と中大兄が仲たがいし、中大兄が「倭京」に戻るといって皇極と孝徳の妃らを連れて倭に戻り、飛鳥河邉の行宮に居した。臣下の多くも倭に戻ってしまったので、孝徳は位を捨てようと思い、山崎に宮を造営しようとしたとの記事。

16：五年、冬十月癸卯朔、皇太子、聞天皇病疾、乃奉皇祖母尊・間人皇后幷率皇弟公卿等赴難波宮。壬子、天皇崩于正寢。仍起殯於南庭、以小山上百舌鳥土師連土德、主殯宮之事。

十二月壬寅朔己酉、葬于大坂磯長陵。是日、皇太子奉皇祖母尊遷居倭河邊行宮。

　孝徳は「難波宮」に10月死する。中大兄は難波宮に殯宮をつくり、12月に大坂磯長陵に葬送を行った。

 　これが孝徳紀の最後の記事である。

 　以上のように孝徳紀を見ていくと、ここに出てくる、近畿天皇家の大王・孝徳の宮と、九州王朝の天子の宮との関係は以下のようにまとめられる。

●孝徳の宮「難波長柄豊﨑宮」は孝徳元年（つまり書紀にいう大化元年）冬12月に造営がはじまり、７年後の白雉二年冬12月に完成した。そしてこの間、孝徳はいくつかの行宮を転々としており、新宮が完成する直前には「大郡」にある宮にいたことが書紀の記事からわかる。この「大郡」にあった孝徳の宮の名は、「８：四年春正月壬午朔、賀正焉。是夕、天皇、幸于難波碕宮。」の記事から「難波碕宮」であった可能性がある。

●九州王朝の「新宮」＝「味経宮」の造営開始時期はこの孝徳紀の記事からはわからない。白雉二年三月の詔に「新宮」造営のことが記されているから、これ以前に造営が始まったことは確かである。そしてこの新宮では、「10：白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀正禮味經、此云阿膩賦。是日、車駕還宮。」の記事とこの直後の白雉改元の儀式挙行の記事から、白雉元年にはほぼ完成していたことがわかる。しかし最終的な完成は白雉三年秋9月。この新宮＝「味経宮」完成までに九州王朝の天子が居した宮は、「大郡宮」であることは記事から明らかである。

 　この宮の正式名称は何であろうか。もしかするとこれは、最後の記事、孝徳の死亡記事に出てくる「難波宮」かもしれないのだ。

 　つまり孝徳の難波における古い宮である「難波碕宮」と新宮である「難波長柄豊﨑宮」と、九州王朝の天子の旧宮「難波宮」は互いに隣接した地にあったものと思われる。

 　なおここに出てくる「大郡」「小郡」とは難波のそれであると思われる。

 　そして九州王朝の天子の新宮には難波の名が冠されていないということは、この新宮が、博多湾に面した内湾、古代には「那の津」と呼ばれ後には「冷泉津」と呼ばれた湾に面した地方である難波の地を離れた、内陸部に造営されたことを意味している。

●味経宮造営開始時期はいつか？

九州王朝の天子の新宮である「味経宮」の完成は白雉三年秋9月であることは書紀記事から確定できる。ではその造営開始はいつのことであっただろうか。

 　書紀の孝徳紀は5年間である。そしてその後白雉と改元される。九州王朝の年号で見ると、白雉の前には５年間続いた「常色」がある。書紀の孝徳の即位にあたって「大化」に改元した記事は、九州王朝の「常色」改元に対応させたものだったのではないだろうか。ただし「常色」元年の干支は「丁未」なのに書紀の「大化」元年は「乙巳」。ぴったり二年遡っているが。

 　もしかしたら書紀の「大化元年」＝孝徳元年冬12月の「難波長柄豊崎宮」への遷都宣言は、本来は九州王朝の天子による新宮＝「味経宮」への遷都宣言であった可能性が高い。

 　とすると九州王朝の新宮＝「味経宮」は造営に８年かかったということになる。

●なぜ孝徳の都は九州難波に定められたのか？

　そして最後になぜ近畿天皇家の王（大王）孝徳の宮が大和など周辺を遠く離れた九州の難波にあったのかという問題が残る。

 　これは中国隋王朝との対立が深まり将来的な戦闘の勃発も予見される状況の中で、有力な分王朝である近畿天皇家もまた九州に動員されており、そのため孝徳の都が九州難波に造られたものと思われる（造営記事はないが）。もしかしてこの前の皇極の時に行われた乙巳の変も、この九州王朝がらみの事件であったのかもしれない。つまり隋との対決を控えた九州王朝に従うのか否かの対立。そして反対者を粛清した軽皇子が大王位について、九州王朝との連携を選択した。しかし前大王皇極と舒明の子である中大兄はこの路線に反対であった。だから彼は途中で孝徳と手を分かち、白雉4年に前大王皇極や孝徳皇后の間人らや群臣を引き連れて大和飛鳥川辺宮に戻ってしまったということなのであろうか。

 　そして中大兄は続く大王斉明の時代に再び唐朝との対立に向かった九州王朝の名で近畿天皇家の軍は九州に向かったが、母斉明の病を理由に再び中大兄は近畿天皇家の軍を返して、九州王朝を裏切ることとなったものと思われる。

 　孝徳の皇子有馬の皇子の「謀反」⇒「死」の問題も、この問題と一体の物として理解すると良いと思う。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月 6日 (火) 13時05分

川瀬さんの今回の考え方はよく分かりません。思考過程に疑問を感じます。古田先生も以前「宮」名をすべて並べて考える必要があると言われていたので、期待しておりましたが。パーツがまだ足りないのか、古賀さん風の展開になっています。次の見解を待ちます。

投稿： 川瀬さん。大下さん。上城です。 | 2017年6月 7日 (水) 09時28分

●味経宮造営時期について

　先のコメントで孝徳元年＝書紀にいう大化元年12月の「難波長柄豊崎宮」遷都が、「味経宮」への遷都宣言の可能性ありとしましたが、これは間違いでした。

 　孝徳二年正月＝書紀の大化二年の改新の詔に都城造営の話がありました。

 　二年春正月甲子朔、賀正禮畢、卽宣改新之詔曰。其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民・處々屯倉・及別臣連伴造國造村首所有部曲之民・處々田莊。仍賜食封大夫以上、各有差。降以布帛賜官人百姓、有差。又曰、大夫所使治民也、能盡其治則民頼之。故、重其祿、所以爲民也。其二曰、初修京師、置畿內國司・郡司・關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬、及造鈴契、定山河。凡京毎坊置長一人、四坊置令一人、掌按檢戸口、督察姧非。其坊令、取坊內明廉强直、堪時務者充。里坊長、並取里坊百姓淸正强□者充。

 　ただしいわゆる改新詔は全部で九つになりますが、現れる年次も順番もかなり改変されていると内容から判断できます。

 　内容からみて最初の詔は孝徳三年＝書紀の大化三年夏四月26日の詔が冒頭で、これ以前の三年間にばらばらに順序を変えて掲載されているものと思われます。

 　孝徳三年とは干支が丁未なので、九州王朝の年号では「常色」元年です。

 　つまりこの一連の「大化の改新」詔は、九州王朝の「常色」元年から都合三年間で出された改革の詔をばらばらにして書紀に掲載したものではないかと思われます。内容から判断して順番を組み替えると、それぞれの詔の実際に出された年次が確定するものとおもわれます。

 　この作業を追えないと確定的ではないですが、孝徳二年の正月の詔は孝徳三年＝書紀の大化三年夏四月26日の詔の直後に続くものと判断できるので、都城造営の詔は、「常色」元年に出されたのではないかと思われます。

 　作業が終わってそれぞれの詔の正しい年次がわかったらまた改めて報告します。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月 7日 (水) 12時46分

川瀬さん

「孝徳紀」に関する考察有難うございます。しかしその内容は「孝徳紀」の記述を基に「難波長柄豊崎宮は近畿天皇家の孝徳が九州で建設した宮である」ことを前提として展開されています。はたしてこの「孝徳紀がどれほど信憑性」があるのか、また、「近畿天皇家が博多に宮を作った」ことを「孝徳紀」だけを基に判断できるのか、疑問に思い下記まとめてみました。検討お願いします。

＜孝徳は九州まで進出する余裕はあったのか＞

 ６～７世紀の畿内の動きを見てみると概要は次のようになります。６世紀初めにいわゆる河内王朝の力が衰えたのに乗じて、北陸から継体天皇が侵攻し、畿内の一部豪族の助けを得てようやく大和盆地の一角に拠点を構えます。その後欽明天皇の時代になり一応畿内での権力基盤が出来たかに見えましたが、すぐに蘇我氏が台頭し、河内平野最大の豪族である物部氏を滅ぼします。六世紀末～七世紀初頭には蘇我氏の拠点「飛鳥」を中心とした文化が栄えます。そして蘇我氏を外戚とした天皇が次々と即位します。それを倒したのが、押坂彦人大兄から茅渟王につながる蘇我氏と姻戚関係が無い勢力（軽皇子、中大兄皇子）です。しかし彼らの間も阿部氏をバックとする孝徳と蘇我系残存氏族と関係のある中大兄皇子の間で内紛が起きます。孝徳系から権力を奪取した皇極/斉明・中大兄皇子は斉明４年に有馬皇子を葬り、権力の安定を図ります。この時、蘇我赤兄が中大兄皇子に協力しています。畿内において孝徳天皇はどこにいたのでしょうか。敵勢力の中心飛鳥ではなく、阿部氏の領地のある大阪の四天王寺周辺にいたのではないでしょうか（上町台地の南部、今の阿倍野区のところです）。

 　このように『日本書紀』の記述の一連の流れの中からは孝徳天皇が博多に宮を作ったという説は考えられないと思います。

＜難波宮などについて＞

 　難波地名については田中卓『住吉大社』中巻（1994年、住吉大社奉賛会）に神崎川河口が当時難波浦と呼ばれていたことが記されています。今も尼崎に「難波（なにわ）」地名が残っています。神崎川流域から七世紀の港湾施設跡が出土（上津島・豊中、五反島遺跡・吹田市）し、神崎川が大阪湾北側の流通の中心となっていました。大阪湾の南側には住吉津があり、ここが上町台地の大阪湾側の港だった思います。河内湖側の港は桑津（今の鶴橋方面）か玉造にあったと思われます。

 関西には九州と同じ地名が沢山あります。地名の移動時期はよくわかりませんが、上町台地の「難波」地名に関しては「神武紀」に、神武が河内湖に突入するときには「浪速」と呼んでいたこと、それが今は「難波」と呼ばれていると記されています。書紀が書かれたのが７２０年で、「今」とはせいぜい５０年前までで、天武のころ迄ではないかと思います。天武・聖武は上町台地に九州王朝ゆかりの宮名をつけて「難波宮」を作ったが、土地の人たちの馴染むところとならず「難波（なにわ）」という名前は上町台地からは消えます。その後平安時代になり上町台地の西下側の砂州を開拓した土地が「ナンバ（難波）」と呼ばれ、今もそのように呼ばれ続けているものです。なぜ「ナンバ」と呼ばれたから不明です。大阪で平安時代以降に上町台地を「難波（なにわ）」と呼んだ話は聞いたことがありません。また小郡、大郡は関西にはまったく該当箇所はありません。

九州の状況についてあまりは小生土地勘がないのでわかりませんので、上城さん宜しくお願いします。

今から３年前に古田史学の会の元全国世話人であった木村賢司さんが『阿毎・多利思北孤』（ドニエプル出版）という本を作られました。この本づくりを手伝ったのですが、その時に提供した年表と系図をご参考までに別途メールします。６～７世紀の日本列島の動きは謎に包まれています。少しでも解明できないか、まず全体の流れをつかもうと、この資料を作ってみたものです。

投稿： 大下隆司 | 2017年6月 7日 (水) 16時17分

古田先生の「九州王朝」説は「日本書紀」と中国同時代史書との対比的資料批判から生まれたものです。古賀さんの説は「日本書紀」と後代資料の意識的読解で生まれたものです。今回の川瀬さんの見解は「日本書紀」だけを合理的に解釈しょうとしたもので、残念ながら、袋小路に入られたようです。信頼出来る時間的定点を求めないと、古賀さんの二の舞となります。

投稿： 川瀬さん。大下さん。上城です。 | 2017年6月 7日 (水) 16時58分

大下さん・上城さんへ

　「日本書紀孝徳紀にどの程度信憑性があるのか」と大下さんはおっしゃいました。

 　これを言ってしまっては、「日本書紀」を歴史資料として使うことは一切だめといったのと同じです。「日本書紀」は古田さんが論証されたように、九州王朝の史書からの大量の盗用によって、九州王朝の事績をすべて近畿天皇家の事績としてしまう目的で作られた史書です。でもその盗用のやり方にはルールがあります。そのルールさえ見つけ出せば、「日本書紀」から、盗用された九州王朝史書の元の形と、近畿天皇家の史料とが分別することができます。

 　私が孝徳紀を分析しているのは、このような問題意識と方法からです。

 　「孝徳紀など信憑性はない」と言って、実際に日本書紀原文を見てみると、天皇の行動に、「天皇は」と主語を明記してある場合と、主語を明記せずに「詔」「幸」などの天子の行動を示す語だけを使っている場合があることをどう説明されますか。従来説はこの史料状況の違いを無視しています。そして孝徳記に出てくる宮の名が微妙に異なっても全部同じものとしてしまう乱暴さです。

 　私は、天皇の行動で、主語を明記せず「詔」「幸」など天子の行動を示す語で書かれた部分は明確に九州王朝の天子の行動を示し、その「詔」は九州王朝の天子の「詔」だと思います。ただし書紀編者が、元史料には「天皇」と主語がなかったところに「天皇」の語を挿入して、あたかも近畿天皇家の王が行ったことだと偽装した箇所もあると思います。この区別は、一つ一つ丁寧に検証しないといけないと思います。

 　今、孝徳期のすべての「詔」を検証しています。暫定的な結論は、先のコメントに述べたように、この詔はすべて九州王朝の天子の詔。その詔群の最初とみられる、孝徳三年＝書紀の大化三年夏四月26日の詔で、九州年号の常色元年のこと。一連の詔は、常色元年から白雉年間にかけて行われた急進的な一連の改革だと思います。

 　なぜこの一連の改革の詔を、孝徳元年の、書紀編者が大化とした時期に初めから挿入できなかったのか。これはこの一連の改革を皇極四年＝孝徳元年の六月に起きた乙巳の変に伴って起きた事件だとしてしまったために、そして一連の九州王朝の改革は、この年の四月に開始されていたためにそのまま挿入することができなかった。だから書紀の実際に編集を担当した史官は、常色元年の改革の詔の中で、六月以降に出された詔を孝徳元年に入れ、最初の詔はそのまま常色元年にあたる孝徳三年の四月に入れた。そして常色二年の元旦に出された詔を、孝徳二年元旦の詔として入れ、この詔と孝徳三年四月の詔の間に、残りの一連の詔を無理やりはめ込んだというのが実情だと思います。

　また大下さんの疑問に、孝徳が九州に進出できたのかというのがありました。私は進出とは言っていません。九州王朝の天子に呼ばれたのです。中国との戦いに備えてお前も全軍率いて九州に来いと。だから現在の博多に近いところにあった九州王朝の宮のそばに自分の宮を置いた。だがこれは唐との激突の前面に近畿天皇家が立つということ。このためただでさえ分裂気味の近畿天皇家が分裂してしまったというのが、孝徳系と中大兄系の対立の背景だと思います。

 　いや、その前からの近畿天皇家の内紛。蘇我系と物部系の対立や、その蘇我本宗家と蘇我分家の対立、これに絡んだ王家内部の分裂と対立、これらの背景には、列島宗主国である九州王朝が急激に中国との対決に向かって進んでいるという状況の変化があったと思います。統一中国王朝・隋唐と戦うのか否か。列島のどの勢力もこの選択を迫られた。九州王朝は対決に向けて一直線に進んだ。この事態から列島のすべて勢力には九州王朝に従うのか否かの選択も迫られたと思います。

 　この観点が、従来の６・７世紀の日本の歴史理解には欠けていると思います。だから大下さんの仰るように「６～７世紀の日本列島の動きは謎に包まれています」となるのです。

　上城さんへ。私の論証が「古賀さん風でがっかりしたと」。混同しないでください。私は「日本書紀」の記述を恣意的に改変もしていないし、恣意的解釈もしていません。記述は基本的にそのまま。ただし書紀編者がどのような意図と方法で、九州王朝史書の記述を改変して盗用したのかを考えながら、「日本書紀」孝徳紀の記述を理解しようとしているだけ。これは古田さんの方法そのものです。古賀さんや正木さんの方法は、古田さんの方法を表面的に真似ているだけですが、史料とした「日本書紀」の記述をまったく信用せず、自分の都合の良いように字句を改変したり、恣意的解釈をしているのです。

 　この違いは、方法論をよく見つめないと、表面的には良く似ているので区別できません。上城さんが区別できないということは、古田さんの方法を理解していないからだと思います。

 　「日本書紀」には、まだまだ歴史の真実が眠っています。この盗用の史書が語るところにじっくり耳を傾け、つまり書紀編者がどのようにして九州王朝の事績を近畿天皇家のものと偽造しようとしたのかを解析し、この史書に隠された歴史の真実、九州王朝の歴史の真実と近畿天皇家の歴史の真実を明らかにすることが大事だと思います。

 　結論を急がず、ご自身でも「日本書紀」孝徳紀を、通説に曇らされた目ではなく、曇りない目でご覧ください。孝徳期の詔をすべてしっかり読んでみてください。僕も初めて熟読しましたが、九州王朝の天子が中国との対決に向けて必死の思いで列島の統一体制確立のためになりふり構わず邁進しているさまが、その心の中の葛藤も含めて良く伝わってきます。この詔群は後世の官僚の作文などではないですよ。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月 8日 (木) 11時59分

鎌倉時代のものと言われる「博多古地図」があります。これを見ると冷泉津という入江が住吉大社の前まで入り込み。鴻盧館は草香江という入江と冷泉津の間の半島の先端の福碕に位置しているのが分かります。この半島上に、高宮があり、冷泉津の尽きるところと、高宮を結ぶラインの近くに「磐瀬宮」であろうという場所があります。付近の旧野間中村の地には6世紀後半から7世紀に至る大型居館跡が出土しています。後、やはり小郡官が遺跡、上岩田遺跡、高橋官が遺跡等が集中する筑後川流域に九州王朝の生活拠点としての宮を求めたいと思われます。

投稿： 川瀬さん。大下さん。上城です。 | 2017年6月 8日 (木) 18時15分

大下さんへ・追伸

 　神崎川河口が「難波浦」と呼ばれていたとのこと。史料根拠はなんでしょうか。たしか大下さんの以前の論考「古代大阪湾の新しい地図　難波（津）は上町台地になかった」には、『住吉大社神代記』という「奈良末から平安時代ごろに書かれたとされる」史料に、「住吉神社社領の記載があり、その中に長柄と難波浦の場所が書かれて」おり、それが神崎川河口であるということだったと思います。確かにここに五世紀の大型倉庫群や古代の津の遺構が出ているので、大規模な港湾があったことは確かですが、「難波浦」との表記をした史料は、奈良時代末から平安時代ではかなり今回問題になっている7世紀中ごろからは後世の史料になりますね。後世史料をそのまま史料批判なしに使うのはおかしいです。この「神代記」は『日本書紀』成立以後の文書ですからその影響を受けている可能性大です。もしかしたら神崎川河口は、古事記にいう「浪速」だったのではないでしょうか。古事記や書紀の記述ではこれは上町台地だとは確定できません。大阪湾の奥のさらに内海の入り口というだけ。神崎川河口でも同じことです。

 　「浪速」を書紀は、九州博多の難波と同じと偽装するためにすべて「難波」に書き換えてしまい、この影響で「住吉大社神代記」で「難波浦」の表記になった可能性がありますよ。私は今、『日本書紀』の中のすべての「難波」表記を洗い出し、一つ一つ九州なのか近畿なのかを確定する作業をしています。

 　日本書紀孝徳紀の「難波」の多くは九州博多の難波と判断できます。そうではない大阪湾の「難波」＝「浪速」である可能性のあるものもあります。一つ一つどちらなのか検討が必要です。それは孝徳の宮「難波長柄豊崎宮」についても同じです。

 　ただしこの宮名が、「難波碕宮」「大郡宮」「味経宮」「難波宮」などの一連の宮と同じ個所に、出てくることは重要です。特に孝徳が「難波長柄豊崎宮」の居を移す前にいたところが「大郡」だというのですから、この孝徳の宮は「大郡」の近くにあったものと思われます。そして「大郡」と言えば、書紀には「難波大郡」の語も出てきます。

 　書紀孝徳紀の記述の中に、この難波が九州博多の難波であることを否定する記述を私は見つけられません。大下さんは見つけられましたか。書紀の記述によらずに、後世史料の存在で否定するのでは、歴史学ではないと思います。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月 9日 (金) 00時07分

川瀬さん、上城さん

＜孝徳の「難波長柄豊崎宮」は九州か：追記＞

 　古田先生は「書紀」記事の解釈について、「序九州年号論」『「九州年号」の研究』（２０１２年、古田史学の会編、ミネルヴァ書房）の１４頁から始まる「３.日本書紀の構成法」においてご自分の考え方を示されています。ここでは記事文言に一定の対応関係があるかどうかを記事移動の判断の基準にされています。そして「古田史学の会」が行っている“日本書紀の記事を「一定年」移動させれば、九州王朝の「同類記事」となる、という手法は残念ながら成立できない”と批判されています。

　ところが現在の「古田史学の会」は“日本書紀記事の「一定年」移動”させる根拠として、「学問は実証よりも論証が大事（注記）」とし、そのうえ「相対論証」という言葉を作り上げ（洛中洛外日記第３６４話）、自分たちの説を矛盾なく「説明さえつけばよい」とする勝手な理屈を作り上げています。

　そして、『日本書紀』記事を恣意的に移動、改竄し自分たちに都合の良い説を展開し、最近の「古田史学会報」にはこの種の記事が溢れています。このため近くにいる我々は「書紀」記事の解釈に対して一種のアレルギー反応を起こしているかもしれません。川瀬さんの「孝徳の難波長柄豊崎の宮は九州」という説については、川瀬さんが示す孝徳紀文言の「一定の対応関係」などをよく読んでいくことが必要ではないかと再考しています。

（注記）

 　最近の古賀氏の洛中洛外日記第１４０４話では、「実証」という文言が３回使われています。この文で古賀氏は「実証」を、“広辞苑に記されている「確かな証拠」”という意味で使っています。ところが古田史学会報１２７号では「実証」を「あやふやな証拠」と自分勝手な定義付けを行い、「実証より論証」論が一見成り立つように見せています。

　古田先生は「古田史学会報」１１６号に寄せられた「古田史学の理論的考察」において、“古賀氏が他人に投げかける言葉と、自分自身の行いとの落差の大きさ（言行不一致）について何故だろうか”と疑問を投げかけ、次の第１１７号の続編では、“願わくば、「古田史学の会」は私の信ずる「学問の姿勢」に従って欲しい。それが率直な、私の信条である”と記されています。

「古田史学の会」はこのブログのタイトルである本当の「古田史学の継承」を実践して欲しいと願っています。

投稿： 大下隆司 | 2017年6月 9日 (金) 17時24分

「副都説への疑問」（二）「悪魔の証明」について

　洛中洛外日記第１４０４話「副都説反対論者の問い（７）」で古賀氏は“上町台地に難波・難波津がなかった”ことを証明するのは不可能。それは「悪魔の証明」である“と記しています。

　この言葉は「森友学園」問題をめぐる国会の証人喚問で、首相側証人の籠池氏が昭恵夫人から受け取ったと証言した１００万円に関し、安倍首相が野党の追及をかわすために使った文言です。安倍氏はあきらかにゴマカシのために使っています。古賀氏も反対論をはぐらかせるためにこの言葉を使っているのでしょうか。

　このところ「ポスト真実」がトランプ問題を含めマスコミを賑やかせています。古田史学を名乗る人たちのどの説が「正しいか」「間違っているか」について、「ウソかマコト」の視点から整理して見ました。マスコミを賑わせている議論を整理すると、一つは「あることを無いとする」ウソ、もう一つは「無いことをあるとする」ウソ、の二つに分かれるとおもいます。そして古田先生の方法論に従えばどのようになるのか、見ていきたいと思います。

＜古田先生の考え方＞

 　先生は「わたしの学問研究の方法について」『邪馬一国の証明』（角川書店、１９８０年）において、邪馬台国は大和か九州か、正しい説の見分け方として、「その本の書かれている方法に注目し、その著者がどういう方法で、その結論に到達したかを比べる。そうすれば、まちまちの「結論群」の中から、どれが自分の納得のゆく方法で導かれたものか分かるようになる」とされています。ＴＶを賑わしている人々はそれぞれの場面でどのような対応をしているのでしょうか。

＜在ることを無いとするウソ＞

 　ＴＶで大きく取り上げられた籠池問題、加計学園については、安倍首相の介入が在ったのかどうか、が議論の焦点です。これは昭恵夫人と財務省、文科省を徹底調査すればわかることです。現在、安倍官邸・与党側はこの調査を拒否しています。これは首相の介入が在ったと考えざるを得ません。

　古田先生が提唱された「九州王朝」の存在も、古代史学会が欧米の歴史学会などで採用されている当たり前の実証的な学問研究の方法を採用して真面目に取り組めばすぐにわかることです。ところが学会は古田説の無視を決め込み、あいかわらず『日本書紀』中心の歴史認識にたっています。「九州王朝」は在ったのです。

「上町台地の難波・難波津」については大阪市がここ５０年ほど多額の資金と沢山の人を投入して調査しています。結果「前期難波宮」については、何とかコジツケのような形ですが結果を報告しています。ただそれ以前の「上町台地の難波」についての実証はされていません。「難波津」については、証明するものは何も出土していません。大阪市、大阪市立大学の考古関係者がこれだけの「ヒトとカネ」をつぎ込み長年調査すれば、もし「難波・難波津」が本当に上町台地に在ったとすればその証拠はすぐに見つかるはずです。七世紀中頃より前の上町台地に「難波・難波津」はなかったのです。

＜無いものを在るとするウソ＞

 　このウソを検証するのは大変な労力がいります。ヒットラーのウソは欧州が焼け野原になってからようやく証明されました。しかし失ったものは余りにも大きなものでした。大日本帝国における「神国日本」というウソも、数百万の国民の犠牲のあと、戦後ようやく明らかになりました。

　最近では英国のＥＵ離脱選挙において、ウソでかためた離脱派が勝ちました。トランプもウソの情報を大量に流し大統領選挙に勝利しました。しかし米国・英国民ともにようやくそのウソに気が付き自分たちの選択を後悔し始めたようです。

「古田史学の会」の「難波宮副都説」も古賀氏が提唱してから１０年が経ちました。この間大阪市の考古学関係者が多大な工数をかけて上町台地の調査をしていますが、七世紀の上町台地に「九州王朝の副都」があったことを証明するものは何一つ見つかっていません。このため「副都説」は「書紀」の安易な記事年代の移動や文言の改竄、そして仮説の重層により「副都説」を補強せざるを得なくなるという、負のスパイラルに陥っています。

それでも「古田史学の会」は一方的にブログ洛中洛外日記で「難波宮副都説」を流しています。古賀氏は反論を歓迎すると繰り返していますが、洛中洛外日記には古賀氏だけの発信が認められ反論は許されていません。また会報には「副都説支持」の論文ばかり掲載されています。戦前の日本・ヒットラー、最近のトランプ陣営の情報戦略と同じ手法です。

これらのことから「難波宮副都説」も「無いものを在った」とするものと考えたほうが自然だと思います。

「無いものを在るとする」論を検証することは大変難しいのですが、次回は「副都説」のウソを示す具立来な事例を紹介したいと思います。

投稿： 大下隆司 | 2017年6月 9日 (金) 17時35分

大下さんへ

　＜最近の「古田史学会報」は日本書紀の記事を恣意的に移動・改竄している記事が溢れているので、近くにいる我々は書紀時期の検討に一種のアレルギーを起こしているのかもしれない＞とのご指摘、おそらくそうだと思います。

 　最近の古賀さんの論調は、日本書紀などという史書は一切信用できないものであるかのような言説を乱発し、この史書に依拠した須恵器編年など信用できないと言っています。そのくせ、自説を補強するには日本書紀の記事の時期をずらして補強する。二枚舌も良いところですが、結果として、古田史学の会の人に日本書紀アレルギーを生み出すことには寄与しているのだと思います。

 　それに古田さんがこの書は、盗用の書であり改竄の書だと言っているのですから。

 　古賀さんはこの古田さんの言の反面しか理解していない。

 　古田さんは日本書紀は九州王朝の史書を盗用し、近畿天皇家が悠久の昔から列島王者であったと歴史を改竄した書だといったのです。したがってその盗用と改竄の方法がわかれば（これは記事を分析すればわかります）、元になった九州王朝の事績と近畿天皇家の事績がわかると古田さんは言っているわけ。

 　日本書紀を分析するのは難しいと思われるかもしれませんね。武烈紀までは古事記があるのでそれと対比すればある程度わかりますが、それ以後は日本書紀の記事だけを分析するしか方法はありませんから。

 　しかし、難しいといって何もしなければ、歴史の真実はわかりません。この時代の最も信頼できる文書は、当時の一次史料で成り立っている「日本書紀」しかないのですから。書紀編者がどう、九州王朝の一次史料と自己の王朝の一次史料を組み合わせて歴史を偽造したのか。この方法を解析すればできることです。

 　歴史偽造の目的は、近畿天皇家に先在する九州王朝の実在を否定し、九州王朝の事績のすべてを自己のものと偽造し、悠久の昔から列島宗主権は我にありと、未来の読者に向かって宣言することにあります。

 　ただし編集した史官は、嘘をつきたくない人々。

 　これは古田さんもどこかで言及したと思いますが、一次史料を引用し、それを異なった年次にはめ込み、主体名が近畿天皇家と思われるように偽造しても、引用した一次史料はなるべく手を付けず、歴史を読み解く目を持った人には、ここを偽造したなとわかるような方法でやったはずと。

 　孝徳紀の天皇の行動に、主体を示さずに「詔」「幸」など天子の行動にしか使わない語を使用した部分は、元の九州王朝の史書の一次史料そのままであり、天皇と主語を明記した部分は近畿天皇家の王の行動であり、「詔」「幸」など天子の行動を示している箇所に天皇の名があるときは、「詔」「幸」のすべてが九州王朝天子の行動ではなく、近畿天皇家の王の行動であると歴史を偽造するための改変だと理解すればすむことです。これが偽造の手口であると。

 　そしてもう一つの偽装の手口が、大阪湾の入り口にある近畿の大きな港である「浪速」の津をすべて「難波」に書き換えることで、九州王朝の港で長く都も置かれた「難波」が近畿天皇家のものであったと偽装すること。

 　このように偽装の手口がわかります。

 　他にもいろいろあると思いますよ。

 　これを一つ一つ明らかにしていけば、「日本書紀」から隠された歴史の真実がわかると思います。

 　なぜこれを古田さんと古田史学の会の人々は、今までやってこなかったのか。不思議です。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月10日 (土) 21時57分

上城さんに質問。

 　冷泉津とは那の津の後の名前ですね。

 　この内海と西にある草香江という内海の間に突き出た半島の先に鴻盧館があり、その半島の途中や、さらに冷泉津が尽きて平野となった付近に多くの6世紀から7世紀の大型居館遺跡が見つかっている。

 　ならばこの時代の九州王朝の宮は、この那の津に面した平地地帯にあったとするのが通常ですが、なぜ上城さんは、筑後川流域にそれを求めようとするのでしょうか。筑後川流域に「小郡」の地名があるからでしょうか。書紀には「難波大郡」の地名も出てきます。難波地方には今は失われたかもしれない、大郡や小郡などの地名があったとなぜ考えないのでしょうか。

 　九州王朝の生活拠点と政治拠点は、時代とともに変わっていると思います。それはあまりみなさん言及しませんが、九州王朝内部の争い＝皇位継承戦争の結果として、中心が移っているのだと思います。これは近畿天皇家でも何度も皇位継承戦争があって王朝が断絶し、政治拠点が動いていることと同じです。

 　書紀のいわゆる「筑紫の君磐井の乱」を古田さんは結局根拠のないウソとしましたが、私はこれは、九州王朝内部の皇位継承戦争だと理解しています。戦場が結局北九州だけだからです。後は書紀の記事で、継体天皇や磐井の行動を示す語がどのように使い分けられているかを調べてみようと考えています。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月10日 (土) 22時07分

肥沼さん・大下さんへ

　大下さんの、「副都説への疑問」（二）「悪魔の証明」について、は別スレッドにした方が良いと思います。このままではコメント欄の中に埋もれてしまいますので。ブログはスレッドの頭の文章しか見えません。コメントに書くと埋もれてしまいます。

 　大下さんが書かれる「副都説への疑問」はすべて別スレッドにして行いましょう。

 　大下さんこれで良いでしょうか。

 　肥沼さんへ。大下さんの承諾がでましたら、別スレッドを立ててください。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月11日 (日) 13時29分

川瀬さんへ

大下さんへ・追伸（2017年6月 9日付）の「神崎川河口が“難波浦”と呼ばれていたとのこと。史料根拠はなんでしょうか」との質問に対し下記回答します。

１）史料根拠について

 ご指摘の通り“難波浦”というのは奈良時代に書かれた『住吉大社神代記』だけでこれは後世史料です。

２）古事記の難波地名

 『古事記』には応神記の天之日矛説話と仁徳・履中記に難波地名がでてきます。この三つの記事が九州での出来事だっただろうか？そうでないなら近畿地方の出来事であった可能性が高い。このためこの土地が何処だったのだろうと探したところ、『住吉大社神代記』そして尼崎に現存する難波地名にいきついたものです。

３）五世紀の神崎川流域

この時代尼崎の沿岸部はまだ海の中にあり、北摂の中心は現在の豊中市にありました。桜塚古墳群には当時の最新鋭の武器が多量に埋葬されていました。百舌古墳群から出土した武具類と同じものです。そして上津島遺跡からは韓式系土器や瓦質土器が出土し大陸との交流があったことを示しています（橘田正徳「難波津から河尻へ」『古文化談叢』第７０集、九州古文化研究会、２０１３年）。蛍池遺跡からは大型倉庫群が出土しています。当時の大阪湾の南側は住吉津、北側は現在の豊中地区に水運の拠点があったと考えています。この時代は倭の五王の時代に相当します。「東征毛人五十五國」の話が神功皇后の東征説話として『古事記』に記されたもの思います。

畿内には沢山の九州の地名があります。それがいつ頃のころか、地名命名の時代の把握は難しいのであくまでも推定の域をでませんが、神崎川河口の難波（なにわ）地名は、神功皇后の東征軍の一部がに住みつき、そこに博多の難波を偲び新しい居住地を「難波（なにわ）」と呼んだのではないかと推定しています。

これらのことから、五世紀神崎川流域が難波と呼ばれていた可能性が高いと考えたものです。

また、『古事記』になく『日本書紀』だけにある「難波」地名は博多湾岸にあったと考えています。

投稿： 大下隆司 | 2017年6月11日 (日) 20時19分

川瀬さんへ

川瀬さんの「大下さんが書かれる”副都説への疑問”はすべて別スレッドにして行いましょう」というご提案有難うございます。

肥沼さんへ

”副都説への疑問”に関する投稿を別スレッドにしていただきたく。宜しくお願いします。

投稿： 大下隆司 | 2017年6月12日 (月) 14時32分

大下さんへ

　残念ながらこの論証では、5世紀に神崎川河口部が難波と呼ばれていたことの論証にはなりませんね。全部推定にすぎません。特に「神功皇后の東征軍の一部がに住みつき、そこに博多の難波を偲び新しい居住地を「難波（なにわ）」と呼んだのではないか」との推定は何の根拠もありません。

 　考えてみれば「なにわ」という地名は日本のどこにあってもおかしくはないのではないですか。

 　古田さんの言素論を応用してみれば、「な」は神聖な大地。「に」は語と語をつなぐ言葉。「わ」は祭りの場。つまり「なにわ」とは「神聖なる大地の祭りの場」。どこにでもあって不思議ではありません。

 　わたしは大阪湾近辺の難波は、古事記の神武の記録に従って、「浪速の渡」がもともとで、書紀が書いた、「戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接。方到難波之碕、會有奔潮太急。因以名爲浪速國、亦曰浪花、今謂難波訛也。訛、此云與許奈磨盧。三月丁卯朔丙子、遡流而上、徑至河內國草香邑靑雲白肩之津。」と古事記の当該の記事を比べると、もともと「浪速」だったのを「浪花」「難波」と今ではなまっていうという書紀の記事が事実ではなく、古事記の浪速を以後難波と呼ぶこととするという、編集上の宣言ととったほうが良いと思います。

 　また「『古事記』になく『日本書紀』だけにある「難波」地名は博多湾岸にあったと」考えるのはそれで良いと思いますが、問題は「古事記」の説話があるのは武烈までであり、今問題になっている継体以後は比較対象すらないことが問題なのだと思います。

 　これを解決する方法は、書紀では、近畿の浪速をすべて難波と表記し、九州の難波とわざと混同するようにしたと考えて、この仮説で全部を一つ一つ点検した方が正確だと考えて今作業中です。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月12日 (月) 14時40分

何故、小郡地区にこだわるのかというご質問ですが、これは、「万葉集」からきたものです。「中皇命」の伊勢御幸が、「日本書紀」持統紀に盗用されています。古田先生が論じられたように持統天皇の吉野御幸も九州王朝の天子の佐賀県吉野行を34年遡上して盗用したものであるなら、「中皇命」がその候補でしょう。650年頃の天子であろうと思われます。白村江の戦いを謳った柿本の歌には、父の不慮の死のため、戦地で戦う皇子が歌われています。「明日香皇子」と呼ばれていますが、これが「サチヤマ」だと思われます。「中皇命」はサチヤマの父であり、白雉改元のときの天子であると、思われます。(詳細は別に)宮は「飛鳥浄御原宮」であり、甘木浅倉地区にあったと、思われるからです。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年6月13日 (火) 13時24分

肥沼さんへ

　孝徳の都のありかについて、新しい説を立てました。長文ですが、コピーしますので、私の名前を明記して、別スレッドにたててください。

 　あまりの長文なので、出来る限りはやく、私のサイトにＰＤＦファイルにして掲載します。トップページの一番下から見ることができます。

●孝徳の宮「難波長柄豊﨑宮」はどこにあったか？

川瀬健一

 １）はじめに

　「古田史学の会」では、「前期難波宮九州王朝副都」説に絡んで、近畿天皇家の王・孝徳の宮がどこにあったのかが論争されている。

 　「副都」説を唱える古賀さんは、「前期難波宮」は九州王朝の都であると主張するとともに、この宮と同じ時代の近畿天皇家の王である孝徳の宮・「難波長柄豊﨑宮」は、この「前期難波宮」から少し離れた大阪市内の北区長柄豊崎の豊崎神社付近にあると主張する。これに対して「副都」説を批判する大下さんは、この時代に現在の大阪の上町台地には最近の地層の緻密なボーリング調査によって、難波津と呼べるような港湾は存在せず上町台地自身も広大な都城を建設できる規模ではないという地質学的考察に依拠して、「前期難波宮」は孝徳期ではなく天武期の宮であり、さらに、淀川河口を挟んだ北側の豊中吹田市付近の神崎川河口には古代の港湾施設や大規模な倉庫などの遺跡も掘り出されており、平安時代の記録にここが「難波浦」と呼ばれていたことを根拠にして、孝徳の宮はこの付近にあったのではないかとされている。

 　そしてこの論争の前提には、大阪歴史博物館の見解である、前期難波宮は孝徳の「難波長柄豊﨑宮」であるという見解が存在しているのである。

 　また「古田史学の会」の発祥の根拠である「九州王朝」説を唱えた古田武彦さんは、孝徳の宮は、九州の現在の博多付近にあったとしていたことも記憶に新しい。

 　私は、これらの論争を見て、『日本書紀』の記述だけに依拠して、孝徳の宮「難波長柄豊﨑宮」がどこにあったのかを確定できるのではないかと考え、『日本書紀』孝徳紀を精査してみた。

 　結論としては、古田さんと同じく、孝徳の宮は九州の博多付近にあったとの結論に達し、古賀さんの北区長柄豊崎説も、大下さんの神崎川河口付近説も、さらには大阪歴博の前期難波宮説もすべて成り立たないとの見解をもった。

 　以下にその分析方法と、分析の過程を報告する。

２）『日本書紀』での孝徳前後の近畿天皇家の宮について

　まず孝徳紀の詳細な分析の前に、『日本書紀』では、孝徳の宮がどのように移り変わったと記しているかを確認しておこう。

 　書紀孝徳紀は、孝徳が即位したときの宮の名を記述していない。ということは、皇極四年645年6月の乙巳の変で蘇我本宗家を倒し、蘇我本宗家が次の王として目していた古人大兄を退けて、前王皇極から王位を受けたその宮に、孝徳は都を置き続けたことを意味している。

 　では皇極の宮はどこであったのか。

 　皇極即位は、前代の舒明死去の時に有力大王候補が複数あったために、その決着がつくまでの一時的なものであった。

 　その舒明の宮は岡本宮であるが、舒明８年6月にこの宮が焼けたので一時的に田中宮に移り、11年秋７月に「大宮と大寺を造る」と宣言して百済川のほとりを宮の地と定め、12年冬10月に新造の百済宮に移り、13年冬10月にここで崩御した。

 　したがって続いて王位を継承した皇極の当初の宮はこの百済宮であったが、皇極元年の9月に新造の宮造営を宣言し、12月21日に舒明の葬送の儀が終わると小墾田宮に移り、2年2月21日に新造の板蓋宮に移った。

 　乙巳の変が起きたのはこの板蓋宮においてである。

 　そして孝徳の即位になるが、この時に宮を移した記事はないので、孝徳はそのまま板蓋宮にいたものと思われる。

 　これらの宮はすべて大和（倭）国の飛鳥の宮である。しかし、『日本書紀』では、わざわざ「倭」の「飛鳥」の宮と記さないことを記憶しておこう。これは、近畿天皇家にとって、それは当たり前であったからだ。

　そして孝徳元年（大化元年）の冬12月９日に突如「難波長柄豊﨑宮」への遷都が宣言される。

 　書紀原文を示せば、「冬十二月乙未朔癸卯、天皇遷都難波長柄豐碕。」である。遷都宣言どころではなく、都を移したということ。そして前後の記事をみてもどこにも、孝徳が新しい都を造営した記事もないし、その宮に移動した記事はないのだ。

 　ということは、「難波長柄豊﨑宮」はこれ以前にすでに存在していたことを意味している。

 　ただしこの記事では、ここに言う「難波」が、近畿地方の難波なのか、九州の難波なのかは区別できない。

３）『日本書紀』の性格とその記述の特性

 　孝徳紀を分析する前に、史料である『日本書紀』の性格とその記述の特性を考えておこう。

 　『日本書紀』は盗用の書であり、歴史を偽造した書である。

 　何を盗用したか。それは「九州王朝」の歴史書の記事の盗用であり、「九州王朝」の事績の多くを、近畿天皇家の事績であるとして歴史を偽造した書である。

 　この盗用と偽造の目的は何か。

 　それは日本列島の歴史始まって以来悠久の昔から、この列島宗主権は近畿天皇家が保持していたと歴史を改竄し、自らの王家としての正統性を未来に宣言することにある。

 　だから『日本書紀』は盗用と偽造の書である。

 　しかし『日本書紀』がその記述の対象とした時代、紀元前から紀元後７世紀末までの時代の日本列島の歴史を考える上でもっとも信頼のおける文献史料は、日本国内史料としては、この『日本書紀』と『古事記』しかなく、あとはこれらとほぼ時代を同じくして編纂された『万葉集』や『風土記』しかないのが実情である。この時代の文字史料の多くはすでに失われてしまい、これらの編纂史料に引用された形でしか残っていないのである。

 　その最大の史料である『日本書紀』は「九州王朝」の史料と周辺諸国・朝鮮半島の国々と中国の正史の史料とを近畿天皇家が悠久の昔から日本列島の宗主国であったという嘘を形作るためにばらばらに換骨奪胎して盗用し、近畿天皇家の史料と混ぜ合わせたものである。そしてほぼ同じ時期を描写記述した『古事記』は、これは近畿天皇家の内部の史料だけに基づいて書かれてはいるが、やはりここでも先在する「九州王朝」はなかったこととされ、近畿天皇家が悠久の昔から列島の宗主国であったという主張は『日本書紀』と同じである。

 　「九州王朝」説を唱えた古田武彦さんは、主として中国歴代王朝の正史に依拠して、歴代中国王朝が、日本列島の宗主国はどこでその国の政治の仕組みや風俗はどうなっていたと認識していたのかを主たる根拠として、列島宗主権は、中国の漢王朝時代以後は北九州の博多湾岸に拠点を置いた「倭国」が持っており、この「倭国」が中国唐王朝と戦って勢力を失い、分王朝である近畿天皇家による「日本国」によって列島宗主権を奪われるまで、その宗主権は続いたとの歴史事実を掘り起した。そして、この認識に基づいて日本側の二つの史書『古事記』『日本書紀』をひも解いてみると、これらの二つの史書の記述もまた、中国王朝の日本列島認識を裏付けていることを明らかにした。そしてこの過程で二つの史書の性格と依拠した史料の違い、さらにはその成り立ちの歴史を明らかにし、『古事記』に載っていなくて『日本書紀』に載っている記事は、「九州王朝」の史書や周辺諸国の史書からの記事の盗用であることを明らかにしたのだ。

 　ただし古田さんは、『古事記』もまた偽造の書であることも指摘している。それは『古事記』撰述に当たって天武が、諸家の記録を糺し正しいものに改めることを目的であると宣しているからであると。『古事記』は近畿天皇家内部の記録に基づいて編述された史書ではあるが、天武につながる王家こそが正統の王家であるとの大義名分論で書かれているということだ。

 　だが、盗用と偽造の書だからと言って、先に述べた文字史料の残存状態からして、『古事記』や『日本書紀』を歴史史料から排除してしまうわけにはいかないのは、たしかなことである。

 　では『日本書紀』を歴史史料としてどのように扱うべきなのか（『古事記』も同じである）。

 　この時代の最も信頼できる文書は、当時の一次史料で成り立っている『日本書紀』しかないのだから。書紀編者がどう、「九州王朝」の一次史料と自己の王朝の一次史料を組み合わせて歴史を偽造したのか。この方法を解析すればできることだ（『古事記』の場合では、大和の諸家の史料と継体以後の王家の史料をどう組み合わせて歴史を偽造したのかだ）。

 　歴史偽造の目的は、近畿天皇家に先在する「九州王朝」の実在を否定し、「九州王朝」の事績のすべてを自己のものと偽造し、悠久の昔から列島宗主権は我にありと、未来の読者に向かって宣言することにある（『古事記』の場合では、継体王朝こそが大和における正統な王家であると宣言することにある）。

 　ただし実際に編集した史官は、嘘をつきたくない人々だ。事実を記録するのが史官の任務であるのだから。これは古田さんもどこかで言及したと思う。

 　したがって史官が、一次史料を引用し、それを異なった年次にはめ込み、主体名が近畿天皇家と思われるように偽造しても、引用した一次史料はなるべく手を付けず、歴史を読み解く目を持った人には、ここを偽造したなとわかるような方法でやったはずである（『古事記』も同様であろう）。

 　したがって、書紀編者の盗用と偽造の手口を明らかにすれば、『日本書紀』の記述に基づいて、その中から「九州王朝」の史書に記されたことと、近畿天皇家の史料に基づいたこととを分別し、それぞれの歴史とそれぞれの歴史の関係性を明らかにできるわけである（『古事記』の場合は、継体以後の王家の主張と大和の諸家に伝わった歴史の史料とを分別し、それぞれの歴史の真実を明らかにできるわけである）。

 　『日本書紀』孝徳紀の記事を分析するさいには、この盗用と偽造の手口を明らかにすることが前提となる。

４）『日本書紀』の盗用と偽造の手口

 　孝徳紀を読んでいて、記述に微妙な違いがあることにまず気が付いた。

 　この孝徳紀は、大量の「詔」が引用されているのだが、その「詔」の記述の仕方に二種類あるのだ。

 　それは一つには、年次を記した上で、「詔していわく・・・」という形で、誰がこの「詔」を出したのか主体を明記しないで記述するやり方である。

 　二つ目は、年次を記した上で、「天皇は詔していわく・・・・」という形で、「詔」を出す主体を「天皇」であると明記した記述の仕方である。

 　そして同様な主体の記述の仕方は、天皇が部下を派遣したり、どこそこの宮に行幸したりした場合にも、二種類の記述があることに気が付いた。

 　それは一つには、「○○宮に御幸す・・・」とあったり、「○○を派遣す・・・」という形で、主語を明記しない記述の仕方である。二つ目は前と同様に、「天皇、○○宮に御幸す・・・」としたり、「天皇、○○を派遣す・・・」という形で主語を「天皇」であると明記した記述の仕方である。

 　この微妙な記述の違いは、現代語訳の『日本書紀』ではほとんど無視されている。どちらも同じ近畿天皇家の天皇が主語であることは当たり前との観点から、記述の違いを無視して現代語訳されている。記述の違いがわかるのは、『日本書紀』原文。漢文で書かれた原文に当たらないと、この違いを見出すことはできない。

 　ではこの微妙な記述の違いは何を意味しているのか。

 　これは、書紀を実際に編集した史官が、前者は元の史料をそのまま改変せずに引用（盗用）し、後者は元の史料を、天皇ではない近畿天皇家の王の実名で記されていたのを「天皇」と改変して引用した結果か、前の主語を記さない史料の記述は近畿天皇家のことであると見せかけるために、元々主語がなかった文に、主語として「天皇」の語を追加した結果ではないかと思われる。

 　主語を明記しない方の記述。これは中国の歴史書などでも実際に行われる方法で、高貴な存在である天子の名は文章の中には使用せず、「詔」とか「幸」などの天子の言動を表す語を使用したり、主語を省いても文脈からその行動をとったのは天子であるとわかるように書いたのが、元の史料の書き方だったからだ。元の史料とは、主として「九州王朝」の史書であり、ここで主体を明記されなかった人物は、「九州王朝」の天子だったに違いない。

 　これに対して、主語をはっきりと「天皇」と明記した場合はどうか。

 　一つは元史料が近畿天皇家の物だった場合。この場合当時の列島宗主権は「九州王朝」にあるのだから、近畿天皇家の王は天皇ではない。おそらく実名+「九州王朝」から贈られた官位で呼ばれていたであろう。この元史料の名を「天皇」に書き換える。そして他の一つは、「九州王朝」の史書から盗用した史料の場合である。この場合は、元々史料には主語がなかったのを、「天皇」の文字を加えて、この言動が近畿天皇家の王のものであったと偽造したに違いない。

 　この三種類の編集方法を駆使して、史官は、書紀を読む人間に、表面的にざっと読んでしまうと、一貫して列島宗主権は近畿天皇家が持っていて「九州王朝」などなかったと認識させるように記述しておき、詳細に、記述の方法の微妙な違いまで読み込んで史料が実際に示していることは何なのかを探求しようとする人には、真実が仄見えるように仕掛けたのではないだろうか。

 　これが書紀編者の盗用と偽造の手口の一つである。

 　もう一つ手口がある。

 　それは孝徳紀の検討だけからでは明らかにならないが、書紀の中にあちこちにみられる「難波」の地名である。

 　一つ一つ前後の文脈を捉えながら、この「難波」がどこの難波か考えながら読んでみよう。そうすると三種類の「難波」があることに容易に気が付く。

 　一つは、前後の文脈から確実に近畿地方、詳しくは現在の大阪湾付近に存在したに違いない「難波」。

 　二つ目は、前後の文脈から確実に九州地方、詳しくは現在の博多付近に存在したに違いない「難波」。

 　三つ目は、このどちらとも判定できない「難波」。

 　「難波」記事の多くは、朝鮮半島の国々や中国との通交関係の記事において出てくる。これらの国に最も近い「難波」は、博多付近にあった「那の津」にあったとみられる「難波」であるが、書紀の記述は近畿の「難波」と捉えられるような曖昧な書き方になっているので、この通交関係の「難波」の多くが三つ目に分類されてしまうことになるであろう。

 　ここで問題なのは、近畿の「難波」と九州の「難波」が、果たして同じ「難波」という文字表記の地名であったのかということである。

 　よく知られた事実であるが、『日本書紀』の神武紀に、この「難波」が出てくるのが書紀における「難波」地名の初出であるが、ここの登場の仕方は特徴的である。

 　すなわち「戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接。方到難波之碕、會有奔潮太急。因以名爲浪速國、亦曰浪花、今謂難波訛也。三月丁卯朔丙子、遡流而上、徑至河內國草香邑靑雲白肩之津。」の記事である。

 　いわゆる神武東征の重要な一場面。

 　長髄彥の統治する、当時の内海の奥に突入する前の出来事。

 　神武らの軍船は「難波の碕」に至りそこで激しくうねる潮流に出会う。そこでこの地を「浪速国」というと記しておいて、注記として（本文の中に組み込まれているので正しくは注記ではないが、性格としては注である。書紀注記の多くは細注である。）、また「浪花」とも云い、今「難波」と言うのはこの訛りであると言明する。

 　この文章を表面的に読めば、「難波碕」の前に急激な潮流があるのでこの地を「浪速国」と呼んだのだが、又の呼び名を「浪花」と言い、これが今では（書紀編纂の時点では）訛って「難波」となっていると、事実を淡々と述べたようにも見えるのだ。しかし本当にそうなのか。

 　これは『古事記』における該当箇所と比較してみればわかることである。

 　『古事記』ではこうなっている。「經浪速之渡而、泊青雲之白肩津。」と。

 　最終到達地が「白肩之津」であることは同じであり、これは内湾の奥にあった津のことであろう。しかし『古事記』には「難波之碕」の地名は登場せず、ただ「浪速之渡」を経て「白肩津」に停泊となっているのだ。

 　古田さんは、『古事記』になくて『日本書紀』だけに出てくる記事は、「九州王朝」の史書からの盗用だと言った。この考え方に立つと、この「難波」は九州の難波ということになってしまう。

 　しかしこう考えるのは間違いだ。

 　なぜなら、どう読んでも前後の文脈ではこの記事は、現在の大阪付近の内海の入り口での出来事だからだ。九州の難波ではありえない。

 　ということは、結論はただ一つ。書紀のこの箇所の難波は、書紀編者の造作であると。

 　つまり神武の軍が通過した地点として「難波之碕」を書紀編者は造作し、『古事記』にいう「浪速」は「浪速」と「浪花」の二つの表記があり、これが後世に訛って「難波」になったと地名を偽装して、ここに元々「難波」という地名があったと歴史を偽造しているのではなかろうか。

 　言い換えれば『日本書紀』における近畿の、大阪湾の「難波」は、元々は「浪速」であって、書紀編纂当時もまた「浪速」であったのを、九州の「難波」と同じとして表記を変えることで、二つの地名が同じ一つの地名であるかのように偽装することを宣言したのが、この冒頭の注記であったと理解すべきなのである。

 　こう理解すれば、先の三つの「難波」の意味がもっと明らかになる。

 　第一の、明らかに近畿の大阪湾付近の「難波」は、「浪速」が正しい地名である。

 　第二の、明らかに九州の博多付近の「難波」こそが当時は「難波」と呼ばれた。

 　第三の、どちらとも判断できかねる「難波」の中で、対外通交に関わって出てくる「難波」は、「九州王朝」の王城の地であり外国との通交の窓でもあった、博多付近の「難波」であった。

 　こう理解することが可能である。

 　近畿の「浪速」を「難波」に表記を変えることで、これと、「九州王朝」の津であり王城の地であった「難波」とを、書紀の読者が同一視するように偽装したのが、書紀編者の手口の一つであったと思われる。

 ５）『日本書紀』孝徳紀の再検討―宮関係記事を中心として―

　孝徳紀における宮についての次の記事は、先の遷都宣言の次は、孝徳二年（大化二年）春正月の項の最後に出てくる。

 　「是月、天皇、御子代離宮」。ここには注として「或本云、壞難波狹屋部邑子代屯倉而起行宮」とある。

 　そして次の二月の最後に、「乙卯、天皇還自子代離宮」とあり、離宮から宮に戻ったことが示されている。

 　ただしこの三つの記事は孝徳の行動とは断定できない。

 　「是月、天皇、御子代離宮」。離宮の名前は注から「子代離宮」であるので、その頭に付けられた「御」という文字は、「迎える」という意味の「御」と考えられ、「子代離宮に天皇をお迎えした」となり、これは天子の行動を指す言葉である。そして注が「或る本に云う」とあることが曲者である。

 　『日本書紀』が「ある本」というとき、書名を伏せておかねばならない書なのだから、記事を盗用した「九州王朝」の史書からの引用と考えられる。したがってこの「子代離宮」に「お迎えし＝御」た「天皇」とは、孝徳のことではなく、文字どおりに「九州王朝」の天子であったのではなかろうか。「或る本」が記すこの離宮の場所が、「難波狹屋部邑子代屯倉」とあるからである。「九州王朝」の史書で難波といえば、現在の博多近辺の那の津に面した地方のことである。

 　したがってこの記事の元々の形態は、「是月、御子代離宮」であり、次の二月の記事は、「乙卯、還自子代離宮」であったに違いない。

　孝徳紀における次の宮関係時期は、孝徳二年（大化二年）９月の項である。

 　この項の最後に、「是月、天皇、御蝦蟇行宮或本云、離宮。」

 　ここも孝徳の行動ではない。「蝦蟇行宮」に「御＝お迎えする」とあり、「或る本に云う」とあって「離宮」と。

 　前の論証と同じく、これは「九州王朝」の天子の行動である。したがってこの記事の元の形は、「是月、御蝦蟇離宮」であろう。

　孝徳紀における次の宮関係記事は、孝徳三年（大化三年）の記事の途中に出てくる。

 　すなわち、「是歲、壞小郡而營宮。天皇、處小郡宮而定禮法」である。

 　　小郡（おそらくは役所か倉であろうか）を壊して宮を造営するという記事。そして造営した「小郡宮」で礼法を定めたと。

 　この記事の特徴は、「壊」「営」「定」「處」という動詞に一切主語が明記されていないことだ。主語を明記しない。

これは天子の行動を示すときの用法である。したがってこの「小郡宮」を作ったのも「九州王朝」の天子である。「天皇」は後から挿入した語だ。

 　すなわちこの記事の元の形は、「是歲、壞小郡而營宮。處小郡宮而定禮法」である。

　次の記事は孝徳四年（大化四年）正月の記事である。

 　すなわち、「四年春正月壬午朔、賀正焉。是夕、天皇、幸于難波碕宮」と。

 　つまり正月の拝賀の礼が終わったあとで、天皇は「難波碕宮」に行幸したというもの。ここも行動を指す語として「幸」という天子にしか使わない語が使用されているので、この天皇は「九州王朝」の天子である。「天皇」は後から挿入した語だ。

 　したがってこの記事の元の形は、「四年春正月壬午朔、賀正焉。是夕、幸于難波碕宮」である。

 　この時に正月の拝賀の礼を行った宮の名は記されていない。しかし儀式が終わってから夕方に「難波碕宮」に行幸したというのだから、拝賀の礼を行った宮は同じく、「難波」付近にあったと思われる。もちろんこの「難波」も九州の難波である。

　次の記事は、白雉元年（孝徳五年の次の年）一月一日の記事である。

 　すなわち「白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀正禮味經、此云阿膩賦。是日、車駕還宮」。

 　「味経宮」という名の出現例の最初である。

 　正月一日の拝賀の礼を行うために、車駕で「味経宮」に行幸したとある。そしてこの日のうちに車駕は「宮」に還ったとある。

 　この記事では「幸」「観」「還」のすべての動詞の主語が明記されず、「幸」は天子の行動を指す語であるから、これらの行動は、「九州王朝」の天子の行動であることを示している。そしてここで天子は、拝賀の礼が終わったあとで、「味経宮」から「宮」に還ったというのだから、当時「九州王朝」の天子が常時居していた宮は「味経宮」ではないことを示している。そしてこの記事は、元々の「九州王朝」の史書の記事をそのまま転載したものと考えられる。

 　では天子が戻った宮とはどこであろうか。先の「難波碕宮」か。

 　でもこれは違う。わざわざ行幸すると言っているのだから、この宮も通常の宮ではないことがわかる。

 　では通常の宮はどこか。それはこの項目の次に行われる白雉改元が行われた宮のことである。そこには宮の名は明記されていないが、「味経宮」に行幸したとの記事もないのだから、白雉改元が行われたのは「味経宮」ではなく、「九州王朝」の天子が常時居していた宮でのことである。

 　「前期難波宮九州王朝副都説」を唱える古賀さんは、白雉改元が行われた宮の正式な名は「味経宮」であるとしているが、書紀記事をきちんと読めば、白雉改元の礼が行われたのは、「九州王朝」の天子が「味経宮」での拝賀の礼を終えたあとで戻った宮で行われたことが明らかになるのである。

 　そしてこの年初めて拝賀の礼を行った「味経宮」とは何かが問題となってくる。

　このヒントが次の宮関係記事に出てくる。

 　それは、白雉元年冬10月の記事である。

 　すなわち、「冬十月、爲入宮地所壞丘墓及被遷人者、賜物各有差。卽遣將作大匠荒田井直比羅夫、立宮堺標」。

 　つまりこのとき、「九州王朝」では新しい宮を造営中であったのだ。これが「九州王朝」の記事である証拠は、「賜」「遣（つかわす）」「立（たたしめる）」の各動詞の主語が省略されていることと、「賜」という天子の行動を示す語がつかわれていることである。新宮造営のために墓を壊されたり家を移動させられた人々に下賜物を与え、宮の境界の標識を、「將作大匠荒田井直比羅夫」を遣わして立たしめたという記事である。

 　おそらく先の「味経宮」が造営中の「九州王朝」の新宮の名である。ここも元の「九州王朝」の史書そのままに転載された記事である。

　この次の宮関係記事は、白雉二年冬12月の記事である。

 　すなわち、「冬十二月晦、於味經宮請二千一百餘僧尼使讀一切經。是夕、燃二千七百餘燈於朝庭內、使讀安宅・土側等經。於是、天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豐碕宮」。

 　この記事の前半は、造営中の「味経宮」で一切経の読誦が行われたとの記事。そしてこの日の夕方朝廷内においても安宅・土側などの経の読誦が行われたと。一切経の読誦が行われたのは造営中の新宮「味経宮」。

 　そしてこの記事は元々の「九州王朝」史書そのままである。なぜなら、「請」「使」などの動詞の主語が一切省かれているからだ。これらの記事の主語は、「九州王朝」の天子である。

 　この九州王朝の記事に続いて出てくるのが孝徳の行動記事のように偽装された記事である。

 　「於是、天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豐碕宮」と。

 　すなわち「天皇」は「大郡」から「新宮」に居を遷したと明確に主語を示しているのだから、これは孝徳の行動であると読める。そして移った新宮の名が、先に孝徳が遷都すると宣言した「難波長柄豊﨑宮」なのだから、この宮はこれまで造営中の新宮であり、天皇はそれまでいた「大郡」から新宮に移ったというのだ。

 　この天皇は、記述の仕方からは、孝徳以外には考えられない。そしてこの日の新宮の完成まで孝徳は、「大郡」にあった宮にいたということだ。約7年の歳月を経てやっと孝徳の居所がわかった。だが今までいた宮の名前は記されていない。

 　だがこの記事も偽造されたものと考えられる。

 　なぜなら「九州王朝」の造営した新宮に天子が居を遷したとの記事がまったくないからだ。

 　つまりこの記事の後半は、前半と同じく元々は、「九州王朝」の天子の行動を示した記事だったのではないか。

 　元の形は、「於是、從於大郡遷居新宮」。

 　こう考える根拠は、この次の記事に「大郡宮」があり、天子がその宮に一時的に行幸し、そこで二か月ほど政務をとったと読める記事があることと、「九州王朝」の天子が「新宮」に居を遷したとの記事がないからだ。

 　したがってこの記事の前半は、元々は「九州王朝」の天子が、造営中の新宮＝味経宮に2100余人の僧尼を招いて一切経の読誦をさせ、その夜は朝庭内に2700余の燈を灯して、安宅・土側などの経を読誦せしめた、という記事で、記事の後半は、この夜の儀式を行った朝庭も新宮＝味経宮であり、この行事を通じて天子が、「大郡宮」から「新宮」に居を遷したとの記事だったのであろう。

 　この記事の後半に「天皇」の文字を入れ、「號曰難波長柄豐碕宮」の一文を挿入することで、まるでこの記事が近畿天皇家の王・孝徳の記事であるかのように偽装したのが、書紀編者の手口であったと思われる。目的はもちろん、この孝徳紀に書かれた一連の改革の「詔」と新宮造営のすべてが、近畿天皇家の事績であると歴史を偽造するためである。

　この次に興味深い宮関係記事が現れる。それは、すなわち、

 　「三年春正月己未朔、元日禮訖、車駕幸大郡宮」。そして続いて、「三月戊午朔丙寅、車駕還宮」と。

 　この記事の主体は「九州王朝」の天子である。「幸」という天子の行動を示す語が使われており、主語が明記されていないからだ。そしてこの「九州王朝」の天子は、正月の拝賀の礼が終わってから、車駕で「大郡宮」に行幸し、しばらく数か月ここに滞在した後に、また「宮」に戻ったとある。この戻った宮は「九州王朝」の天子の常に居した宮であろうが、この宮の名は伏せられているが、前の記事で新宮に遷ったのを「九州王朝」の天子であったと考えれば、この帰った宮は、新宮である「味経宮」と考える以外にない。

 　この「大郡宮」も「九州王朝」の天子の宮の一つであったであろう。

 　ではこの「大郡宮」が新宮造営前の天子の常の居所であったのだろうか。残念ながらこう断言できる記述は、孝徳紀にはない。その可能性があるとしか言えない。

　そして次に「九州王朝」の新宮の造営完了の記事がでてくる。

 　すなわち、同じ白雉三年の項であるが、「秋九月、造宮已訖。其宮殿之狀、不可殫論」と。

 　通説ではこの宮を孝徳の宮・「難波長柄豊﨑宮」のこととして、ここで初めて完成としているが、文脈からして「九州王朝」の新宮のこととしか考えられない。この「九州王朝」の新宮の名前は伏せられているが、先に一時的に行事が行われ、白雉二年冬12月に天子が遷宮した「味経宮」であろう。

 　そしてこの宮の様は言葉に尽くしがたいと讃嘆の言葉が綴られている。

 　おそらく今まで見た宮のありさまとは大きく異なっているということなのであろう。

 　「九州王朝」の新宮は、後に見るように、その造営を宣言した「詔」では「京師」と表現され、これは中国の王朝の天子の都を指す言葉であるので、大規模な街路をもった都城の中に、大規模な役所を伴った天子の宮が存在したのであろう。そしてこれまでこのような中国の天子の都城にならった都は日本にはなかった。だから「九州王朝」の史書には、「其宮殿之狀、不可殫論」と書かれたのであろう。

 　ただしこの記述をもって、古賀さんの「白雉改元を行える大規模な宮は7世紀中ごろの難波宮以外にない」との所説を裏付ける証拠としてはならない。なぜならば、先に論じたように、白雉改元が行われたのが、新たに作られた大規模な都城の中にある新宮＝味経宮ではなく、旧来の天子の居所の宮であったからである。

 　「白雉改元は大規模な宮でなければ行えない」との古賀さんの言説は、「前期難波宮」、正しくは「難波宮遺構下層宮殿遺構」が7世紀中ごろの中国王朝の宮殿にならった宮であり、ここが「九州王朝」の副都に違いないという、古賀さんの間違った思い込みを説明するために造作された、幻だからである。

 　書紀孝徳紀の白雉改元の儀式は、「元日の儀式のように、儀仗兵が威儀を正し、左右大臣、百官の人々が四列に御門の外に並び、四人が雉の輿を担いで先払いして進み、その後ろに左右大臣、百官および百濟君豐璋ら韓国の高官らが続いて中庭に進み、そこで別の四人が雉の輿を受け取って担ぎ、御殿の前に進み、そこで左右大臣が雉の輿の前を持ち、王族らが雉の輿の後ろを持って天子の御前に置き、そこから改元の儀式が始まったというものである。

 　原文を挙げれば、「甲申、朝庭隊仗如元會儀、左右大臣百官人等爲四列於紫門外。以粟田臣飯蟲等四人使執雉輿而在前去。左右大臣乃率百官及百濟君豐璋・其弟塞城・忠勝・高麗侍醫毛治・新羅侍學士等而至中庭。使三國公麻呂・猪名公高見・三輪君甕穗・紀臣乎麻呂岐太四人代執雉輿而進殿前。時、左右大臣就執輿前頭、伊勢王・三國公麻呂・倉臣小屎執輿後頭、置於御座之前。天皇卽召皇太子共執而觀、皇太子退而再拜。使巨勢大臣奉賀曰『公卿百官人等奉賀。陛下以淸平之德治天下之故、爰有白雉自西方出。乃是、陛下及至千秋萬歲淨治四方大八嶋。公卿百官及諸百姓等、冀磬忠誠勤將事。』奉賀訖再拜」である。

 　大事なことは、この白雉改元の儀式が、元旦の拝賀の礼と同じように行われたということだ。

 　「九州王朝」の元旦の拝賀の礼は、白雉元年には新宮である味経宮でも行われたが、それまでは旧宮でも毎年行われた儀式である。つまりその儀式の規模は、通例の元旦の拝賀の礼と同じということだ。したがって古賀さんの「白雉改元のような大規模な儀式を行える宮は、７世紀中ごろにおいて、大阪の難波宮以外にない」という言説は、自説を有利に見せかけるための言葉の装飾にすぎないのである。

 　この「九州王朝」の新宮「味経宮」の造営完成は、白雉三年秋九月である。ではこの宮の造営開始はいつのことであったのか。

 　大化二年春正月甲子朔（１月１日）、賀正禮畢、卽宣改新之詔曰。この改新の詔の中に都城建設の話が出ている。

 　すなわち、「其二曰、初修京師、置畿內國司・郡司・關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬、及造鈴契、定山河。」と。

 　「京師」とは都のことである。これまでの「宮」とは違う。天子の居所である「宮」を中心に、それを囲んで朝廷の役所がひしめき、その外側には広大な街路をもった都市が形成される。これが「京師」である。中国の歴代王朝の都に習ったものである。これを建設し国の統治制度を改めるというのだ。

 　そして続く、大化二年三月辛巳（3月19日）の詔の中にも、新宮造営のことが言及されている。

 　すなわち、「念雖若是、始處新宮、將幣諸神、屬乎今歲。又於農月不合使民、緣造新宮固不獲已。深感二途、大赦天下」である。

 　畿内に派遣した国司の不正が発覚しそれを厳しく問いただす詔の中で、本来なら厳しく罰すべきときであるが、「初めて新宮で諸神に幣を捧げる年にあたり、農月に当たっているので民を使役すべき時ではないが、新宮を造営していることによりやむを得ない。したがって天下に大赦令を出す」という文言である。

 　これら一群の詔は、主語もなく「詔」という天子の行動を示す語が使われているのであるから、明らかに「九州王朝」のものである。

 　すなわち「九州王朝」は、大化二年の正月の詔によって新たに都城建設を宣言し、それから７年たってその新宮造営を終わったということだ。

 　ただしこの一連の詔は内容を読んでみると、出てくる順番がおかしいし、本来あるべき詔がいくつも存在していない。近畿天皇家が『日本書紀』を編纂するにあたって、「九州王朝」の一連の改革を自己のものに偽装するために、詔群を盗用した際に、いくつかを削除し、その発布の年次を変えて掲載したものと思われる。したがって都城新制を定めた正月の詔がいつ出されたかは、この詔群を考察しないと、最終的には確定できない。

 　これは別して論じたい。改革の中身を考察する必要もあるので。

 　「味経宮」とは、この新規に造営された「京師」の中心にある天子の宮のことである。

　さて以上のように孝徳紀における宮関係記事を検討してきたわけであるが、わかったことは以下の通りである。

●孝徳の宮「難波長柄豊﨑宮」は、この宮の造営の記事もないので、新たに造営された新宮ではなく、「難波」に以前からあった宮のことである。そしてこの「難波」とは以上の書紀記述からは九州か近畿かは確定できない。

●九州王朝の「新宮」＝「味経宮」の造営開始時期は、大化二年三月の詔に「新宮」造営のことが記されているから、これ以前に造営が始まったことは確かであり、その前の大化二年一月の改新の詔に「京師」造営が記されているのが、新宮造営開始の証である。ただし一連の「詔」群は年次も順番も入れ替わっており、書紀の記述の年次に造営宣言が出されたどうかは未確定である。そしてこの新宮では、「白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀正禮味經、此云阿膩賦。是日、車駕還宮」の記事から、白雉元年にはほぼ完成していたことがわかる。しかし最終的な完成は白雉三年秋9月。この新宮＝「味経宮」完成までに「九州王朝」の天子が居した宮は、孝徳紀では伏せられている。

 　しかし当時の「九州王朝」の宮はいくつもあったことがわかる。

 　出現順にあげれば、難波の「子代離宮」、「蝦蟇行宮」、「難波碕宮」、「小郡宮」、そして「大郡宮」。

 　「子代離宮」が難波にあり、「難波碕宮」が難波にあることは明確だから、他の宮もまた「九州王朝」にとって古くからの王城の地であり、外国との通交の津もある、博多湾に面した内海・那の津に面した「難波」にあったことは確実と思われる。

 　ただし、「九州王朝」の天子が新宮・味経宮に遷宮する前に住んできた主たる宮の名前は、以上の孝徳紀の記述には見当たらない。この宮の正式名称は何であろうか。もしかするとこれは、最後の記事、孝徳の死亡記事に出てくる「難波宮」かもしれないが、これについては後で述べよう。

６）「難波長柄豊﨑宮」のありかの新理解

 　しかし以上の検討によっても、孝徳の宮「難波長柄豊﨑宮」がどこにあったかは確定できない。

 　しかし孝徳紀最後のほうに、この宮のありかを推測させる記事が存在する。

 　それは孝徳の皇太子中大兄が飛鳥に戻りたいと言い、孝徳の反対を押し切って大挙して飛鳥に還ってしまう記事である。すなわち、書紀原文を挙げておこう。白雉四年のことである。

 　「是歲、太子奏請曰、欲冀遷于倭京。天皇、不許焉。皇太子、乃奉皇祖母尊間人皇后幷率皇弟等、往居于倭飛鳥河邊行宮。于時、公卿大夫百官人等皆隨而遷」と。

 　わざわざここで中大兄は「倭京」に還りたいという。そして母で前王の皇極と、妹で孝徳の妃間人や弟ら群臣を率いて戻った先は「倭飛鳥河邉行宮」とある。ここでもわざわざ「倭」を冠して「飛鳥河邉行宮」と表記する。

 　通常書紀においては、飛鳥の宮を示すときに「倭」とは冠しない。孝徳紀の前の皇極紀でもそうであるし、次の斉明紀でも同様である。そしてそれは飛鳥の宮だけではなく、近畿天皇家の宮を表記するときには宮の名だけを示す。

 　それは彼らにとって、その宮がどこにあったかは周知の事実だからである。

 　では、この記事でわざわざ「倭」と冠していることの意味はなんであろうか。

 　結論から先に述べると、飛鳥の宮にわざわざ「倭」と冠したのは、これが「九州王朝」の版図の外にある外国であることを示し、したがって当時孝徳がいた「難波長柄豊﨑宮」が、「九州王朝」の版図の中にある宮であることを暗示するために、書紀編者が挿入したとみられる。「倭」とは近畿天皇家が治める別国・「倭国」のこと。大和の国を中心とした今の近畿地方の国。そして「九州王朝」の版図は、この当時は「日本国」と号した。北九州博多近辺を中心として、九州と近畿地方以西を治めた国。

 　こう理解した根拠を述べよう。

　この孝徳紀に出てくる詔群を見ていると、どうもこの当時において、「九州王朝」は自己のことを「倭国」ではなくて「日本国」と自称していたように思われる。詔の中に「日本国天皇」の語が出てくるからである。

 　すなわち、大化二年二月甲午朔戊申の詔の冒頭。

 　「明神御宇日本倭根子天皇、詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓」と。

 　そして孝徳紀の冒頭の高麗の使いや百済の使いに出した詔にも、「日本天皇」の語が出てくる。

 　すなわち、孝徳元年＝大化元年秋七月の一連の詔。

 　「詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨、天皇所遣之使、與高麗神子奉遣之使、既往短而將來長。是故、可以温和之心、相繼往來而已」。

 　「又詔於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨、始我遠皇祖之世、以百濟國爲內官家、譬如三絞之綱。中間以任那國、屬賜百濟。後遣三輪栗隈君東人、觀察任那國堺。是故、百濟王隨勅、悉示其堺。而調有闕。由是、却還其調。任那所出物者、天皇之所明覽。夫自今以後、可具題國與所出調」と。

 　そしてこれは『旧唐書』の記述の「日本は元小国、倭国の地を合わせたり」（原文：日本舊小國、併倭國）との中国側の認識とは異なるのだが、同じ『旧唐書』にはもう一つ、「倭はその名が雅ならざるを恨み日本と称した」（原文：倭國自悪其名不雅、改為日本）との中国側の認識もあるので、こちらの方を採用したい。これは例の倭国王・多利思北孤が隋朝の煬帝に対して「日出るところの天子」と自称したことに直結しているからである。

 　かなり前から倭国＝「九州王朝」の天子は、自国の名前を「日本国」と改称していた。このことを示す中国の正史の記述が、『旧唐書』の「倭國自悪其名不雅、改為日本」であった。そしてこの記述と、「日本舊小國、併倭國」との記述とは矛盾しない。これは『新唐書』の記述を間においてみると理解できる。

 　すなわち『新唐書』には、「日本乃小國、為倭國所併、故冒其号」とあるからである。つまり「日本国」は元小国で、「倭国」を合わせた後、その号である「日本国」を奪ったのだと。

 　中国の史書の記述をこのように理解するとき、6世紀の末においてすでに倭国は「日本国」と改称していたことを証明できるのだ。

 　この点、古田武彦さんは、書紀継体紀の、いわゆる「筑紫君磐井の乱」に絡んで、当初は書紀継体紀の最後の天皇崩御に絡んだ注記の、『百済本記』の記述、「太歲辛亥三月、軍進至于安羅、營乞乇城。是月、高麗弑其王安。又聞、日本天皇及太子皇子、倶崩薨」の「日本天皇」を最初は磐井のことと判断したが、北九州において、この事件がきっかけと見られる文化的変動の跡など考古学史料からは一切見えないことを理由として、「磐井の乱は書紀編者のねつ造」とし、この

記事に見える「日本天皇」は、継体に「滅ぼされた」前王朝・武烈に関わることとしたのは、間違いであったと私は判断している。つまり「磐井の乱」の元になった史料は、これは『古事記』にはなく『日本書紀』にしかない記事なのだから、元々は「九州王朝」の史書にあった記事である。したがってこれは、「九州王朝」内部の戦争、言い換えれば、「九州王朝」内部の天子の座を争う戦であったと判断すれば、先の『百済本記』の「日本天皇」とは、筑紫君磐井のことであり、当時倭国はすでに国名を「日本国」に改名していた。そしてこの乱で「日本国天皇および皇太子」が死去し、新たな「日本国天皇」が即位した。その磐井を滅ぼした新たな「日本国天皇」が、「九州王朝」の天子・継体であったとの理解にも至るのである。

 　つまり書紀編者は、「九州王朝」の史書から王位継承戦争記事を盗用し、その際の「九州王朝」の天子の名を、当時の近畿天皇家の王の名に盗用し、記事の中に、近畿の王が部下に磐井討伐を命じ、「長門以東は我が統治し、長門以西は汝が統治せよ」との文言を挿入するという偽装を行い、あたかも「九州王朝」の王を謀反の咎で、近畿天皇家が討伐したとの歴史事実があったかのように、歴史を偽造したのである。これは書紀継体紀の磐井の乱に関わる記事の叙述の仕方、す

 なわち多くの動詞の主語の記述の仕方などに注意して解析すればわかることである。これは別途述べてみたい。

 　こう考えると、中大兄が戻った「倭京」＝「倭飛鳥河邉行宮」のあったところは、「日本国」の外だということを示しているのであろう。つまり近畿天皇家が統治する別国・「倭国」の内だと。

 　ということはつまり、これまで中大兄が孝徳とともにいた宮である「難波長柄豊﨑宮」のあった場所は、逆に「倭国」の外であり、「日本国」の内、つまり「九州王朝」治下の地であったことを示し、この九州で難波といえば、今の博多のすぐそば、那の津という筑紫の海からさらに内陸に入った内海に面した地方を指すことは確実である。

 　孝徳の都、「難波長柄豊﨑宮」は九州の難波にあったのだ。

　そして孝徳は病に伏した。白雉五年の10月のことである。ここを書紀は次のように記している。

 　すなわち、「冬十月癸卯朔、皇太子、聞天皇病疾、乃奉皇祖母尊・間人皇后幷率皇弟公卿等赴難波宮。壬子、天皇崩于正寢。仍起殯於南庭、以小山上百舌鳥土師連土德、主殯宮之事」と。

 　なんと孝徳が病に伏し、そして崩御した宮は、「難波長柄豊﨑宮」ではなく「難波宮」と書かれているのだ。

 　通説はここを無視して、二つの宮は同一の宮だとしている。

 　「難波宮」の名は、書紀で初めてここに現れているからだ。

 　しかしこれは逆に、この二つの宮は別であることを示し、今ここで初めて、「九州王朝」の王城の地であった難波にある宮で、他の難波の「子代離宮」や「蝦蟇行宮」、そして「難波碕宮」や「大郡宮」のような字地名を冠するものではなく、地方名である難波そのものを冠した宮名が出現している。

 　この宮こそ、「九州王朝」の天子が新宮「味経宮」に遷都するまで居していた、「九州王朝」の都の名前ではないだろうか。

 　つまり孝徳は、「九州王朝」の天子が新宮「味経宮」に遷都したことで空いた旧宮に居を移していたのではないだろうか。おそらくは旧宮の防衛の任を帯びて。そして孝徳が当初遷都した先である「難波長柄豊﨑宮」とは、孝徳が造営した宮ではなく、「九州王朝」の天子の宮の一つであったのだろう。孝徳はここに移って、「九州王朝」に臣属する別国の王として、天子の命を受けて活動していたものと思われる。

 　孝徳が九州にいた理由は別途、孝徳紀の詔群や外国との通交関係を詳細に検討して明らかにしたい。

 　そして孝徳の喪の期間があまりに短いことも、孝徳が崩御した宮が、「倭」の宮ではないことを逆に示していると思われる。書紀は次のように記している。

 　すなわち、「十二月壬寅朔己酉、葬于大坂磯長陵。是日、皇太子奉皇祖母尊遷居倭河邊行宮」と。

 　崩御からわずか二か月である。

 　通常近畿天皇家の大王の死にあたっては、喪に伏す時期が最低1年はあって、その間は遺体を埋葬することなく、殯宮に安置した状態で、王族や臣下が大勢の僧を伴って何度も喪の為の礼を尽くすのが通例である。その間遺体は水銀づけにしておくのであろう。腐敗を止めるために。

 　だが孝徳は「倭」ではなく、遠く海を隔てた九州の地「日本国」の旧宮で崩御した。しかも臣下たちの多くはすでに、飛鳥に帰国している。殯宮で大規模な喪礼を何度も行う状況ではない。ただちに遺体を持って船で「倭国」に戻ったに違いない。そのため遺体を水銀づけにすることもできず、遺体の腐敗が続いたために、直ちに埋葬したのではないだろうか。これが孝徳の葬送の儀礼が、書紀に記されない理由である。

 　正木さんが言う、本来孝徳の葬礼の儀であった記事を、34年移動して天武の葬送の儀礼にしたという説は、書紀記述の誤読である。おそらくは正木さんが、天皇の葬送の儀礼は通常1年から2年続き、墓に納めるまでには、喪の礼を何度も大規模に行い、最後に墓に納める前に葬送の礼をおこなうという、通例を理解していなかったからだと思われる。書紀ではこれを「喪礼」「葬礼」と明確に区別しているのに。

 　この二か月という短い喪の期間は、明らかに九州博多の地で崩御した次の大王斉明の場合とまったく同じである。

 　斉明が崩御した宮は「朝倉宮」。そして戦に備えていた中大兄がいたのは「磐瀬行宮」。斉明７年の秋7月24日。斉明の亡骸は、中大兄ともに「磐瀬行宮」に戻ったのが8月1日。そして10月7日、斉明の遺体は海路帰国の途に就いた。難波の津（おそらく浪速の津）についたのが10月23日。そして飛鳥川原宮で殯宮を設けたのが11月7日。そして9日まで喪礼を行う

。

 　斉明の葬送の儀は記されていない。戦の最中でもあり遺体の腐敗が進んでいたからであろうか。大規模な葬送の儀礼なしに直ちに埋葬したのだろうか。

 　九州の難波の「磐瀬行宮」で行われた喪の期間は二か月。倭の飛鳥川原宮で行われた喪はわずか三日。

 　これも海外での崩御で遺体の防腐処理が十分にできない中でのことであっただろう。

 　斉明の死に関する書紀原文を挙げておこう。

 　「秋七月甲午朔丁巳、天皇崩于朝倉宮。八月甲子朔、皇太子奉徙天皇喪、還至磐瀬宮。是夕於朝倉山上有鬼、着大笠臨視喪儀、衆皆嗟怪。冬十月癸亥朔己巳、天皇之喪歸就于海。於是、皇太子泊於一所哀慕天皇、乃口號曰、枳瀰我梅能　姑裒之枳舸羅儞　婆底々威底　舸矩野姑悲武謀　枳瀰我梅弘報梨　乙酉、天皇之喪還泊于難波。十一月壬辰朔戊戌、以天皇喪殯于飛鳥川原、自此發哀至于九日」である。

　孝徳の喪がわずか二か月という事実もまた、孝徳が崩御した宮が、「倭」ではなく遠く海を離れた九州の「日本国」の難波の地であったことを示している。

　書紀孝徳紀においては、孝徳の九州の宮が、「九州王朝」の長く王城の地であった難波に置かれ、しかも丁度「九州王朝」では、永く都が置かれた「難波宮」から新たに都城として造営した「味経宮」への遷都が行われようとしていた。そして孝徳の宮と九州王朝の天子の旧宮が同じ難波にあったことを利用して書紀編者は、九州王朝の天子の旧宮の名と新宮の名をあいまいに記述することで、孝徳の「難波長柄豊﨑宮」と九州王朝の新宮が同一の宮であるかのように偽装をおこ

 なったのだ。

 　通説派は、そして「古田学派」の多くの論者も、この書紀編者の罠に嵌ってしまった。

 　しかし実際に書紀編纂を行った史官は、この偽造を見破ることができるように仕掛けをしてあった。それは「九州王朝」の天子の行動には、主語を明記しない方法をとり、「幸」「詔」など天子にしか使用しない語を使うことで、天子ではない孝徳の行動と区別することを可能にした。そして孝徳と袂を分かって中大兄が飛鳥に帰国する記事において、彼らの飛鳥の都に「倭」の字を冠することで、孝徳の宮がそれまでの「倭」ではなく「日本」にあったことを暗示したのだ。

 　この書紀の実際の編者が仕組んだ偽造の方法の密かな開示。ここに気が付いた者だけが歴史の真実にたどりつけるのだ。

 　ついでに最後に一言述べておこう。

 　書紀の天皇の死を記述する言葉は「崩」である。つまり「崩御」。しかしこれは通例天子には使用しない言葉である。天子が死したことを示す言葉は、「薨」である。つまり「薨御・こうぎょ」。先の継体紀に注として使われた「百済本記」の記述では「日本天皇及太子皇子、倶崩薨」と記している。「崩薨・ほうこう」である。まさに天子の死を記述するにふさわしい語である。

 　従来の通説の論者も、「古田学派」の論者も、この言葉の微妙な違いを無視している。

 （２０１７年６月１３日記す）

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月14日 (水) 00時35分

上城さんへ

　なるほど。なぜ上城さんが筑後川流域にこだわるのかはよくわかりました。

 　『万葉集』研究から出てきた古田さんの「九州王朝」理解は、まだまだちゃんと読んでいないので、これから勉強してみます。

 　別項で示したように、孝徳紀に出てくる「九州王朝」天子の宮の多くは博多付近の難波にあったことはたしかです。「大郡宮」は「難波大郡」という地名が書紀にあるので、ここでしょうか。

 　ただ「小郡宮」はまだ不確定です。書紀にこの地名は他には出てこないと思うので、調べてみたいと思います。

 　また「味経宮」は、これは難波ではないと思います。別項には論じなかったのですが、「小郡宮」造営の記事のすぐ後に、比羅夫が間違って難波に溝をほったという記事があり、天子がこの行動を中止させたという記事があります。つまりこの時天子が新たに造営していた宮は難波にはないということ。

 　ではどこなのか。

 　ここは今後検討が必要だと思っています。

 　ただ書紀の宮移動の記事を見ていると、この宮も難波の宮群から、遠く離れたところではないと思います。「味経宮」に行って、その日のうちに車駕で元の宮にもどってこれるのですから。遠くても数十キロかな？

 　あと気になっているのは太宰府の場所。

 　地形図で見ていると、ここは博多湾にそそぐ三笠川の上流にある山間部の盆地で、同じ盆地には、南に流れて筑後川に合流して有明海に注ぐ川が流れています。つまりここは、筑前の一番南で筑後との境に近い場所。山間部なので出口は南北に二つしかないから、防衛にはとても良い場所。実際に南北の出口に山城や堤がありますね。

 　これはどう考えても、戦に備えた都城です。

 　これをどう理解するか。今、考慮中です。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月14日 (水) 12時27分